

報告事項—2
(教育センター)

「不登校のための対応マニュアル」の改訂について

町田市の不登校児童・生徒に対する対応や支援として現在、「不登校のための対応マニュアル（町田市不登校対応ガイドライン）」【2021年10月・町田市教育委員会】を活用している。本マニュアルでは、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成29年施行）や「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）の主旨を踏まえ作成した。

「町田市教育プラン24-28」の「基本方針II 一人ひとりの多様な学びを推進する」の施策1 不登校児童生徒への支援を推進するでは、目指す姿を「不登校児童生徒への支援を推進することで、不登校児童生徒が、自身に合った学習環境を選択している。」としている。本プラン並びに全国的な動向を踏まえ、2023年12月に「学びの多様化プロジェクト2024-2028」を策定し、不登校施策における行動計画を示した。

このプロジェクトに基づき、今般、学校における不登校対応を具体的にまとめた「不登校対応マニュアル」を改訂したため、別紙のとおり報告する。

1 名称

「一人一人の社会的自立をめざした
不登校のための対応マニュアル」
(2026年度・改訂版)

2 内容

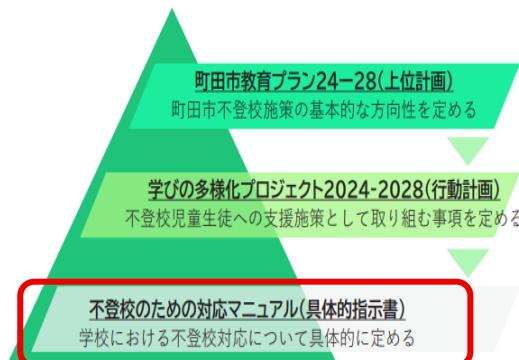
- 第1章 はじめに
- 第2章 町田市における不登校の現状
- 第3章 学校における取組の基本
- 第4章 町田市における不登校支援の取組
- 関連資料

3 小中学校への周知

小・中校長会において報告する。本マニュアルに基づき、全小・中学校で自校の不登校傾向児童・生徒の未然防止や早期発見・早期対応の取組を推進していく。また、教職員を対象とした研修等について方法等を検討し、実施していく。

4 今後のスケジュール

- 2026年3月 定例校長会にて内容周知 ※電子データでの送付
- 2026年4月 改訂版・町田市版不登校対応マニュアルの活用開始



一 人 一 人の 社 会 的 自 立 を め ざ し た
不 登 校 の た め の 対 応 マ ニ ュ ア ル
(2 0 2 6 年 度 ・ 改 訂 版)



2026年1月
町田市教育委員会



はじめに～改訂にあたって～

町田市教育委員会では、2024年度を初年度とする『町田市教育プラン2024-2028』を策定し、「基本方針Ⅱ 一人ひとりの多様な学びを推進する」の施策、「不登校児童生徒への支援を推進する」において、不登校児童生徒が自分に合った学習環境を選択できる取り組みを実施しています。

今、学校をはじめ社会を取り巻く環境が大きく変化しています。その状況においても、児童生徒一人一人が、将来の社会の一員として社会的に自立することをめざしていかなければなりません。そのためには、それぞれの現状に合せた居場所づくりを図りつつ、多様な学びを保障できる取り組みを充実させ、どのような状況であれ、各々がもつ個性や多様性を生かしながら、自分の生き方を主体的に考えることができるようになります。

2024年度の町田市立学校の不登校児童生徒数は1350人で、直近の5年間でおよそ1.8倍となり、全国と同様に増加傾向にあります。町田市では、不登校に関する総合的な施策『学びの多様化プロジェクト2024-2028』を策定し、「学校に行く子も行かない子も安心して育つまちだ」をスローガンに子どもたちの社会的自立を目的とした取組を進めています。

喫緊の課題は、今後の見通しがもてず、孤立し、不安定な状態が続いている子がいることです。その点からも、具体的には個に応じた支援の充実を図っているところです。

さらに、増加傾向にある不登校児童生徒数にも注視する必要があります。不登校は、要因や背景が複雑・多様化しており、教育の観点だけ対応することが難しい場合もあります。しかし、児童生徒に対して教育が果たす役割も大きいため、学校をはじめ子どもたちに関わる人々が一層充実した支援・働き掛けを行う等、不登校を生み出さない抑止的な視点での具体的な行動も求められます。

本ガイドラインは、不登校児童生徒にかかわる人々が支援の在り方にについての理解を通して、全ての子どもたちの社会的自立をめざし、より一層支援の充実が図れることを目的として改訂したものです。子どもたちにかかわる人々が本ガイドラインを活用いただき、一人一人に応じた適切な支援を行った結果、町田市の全ての子どもたちが将来への希望をもち、自分の可能性を伸ばしていくようになることを切に願っています。

一人一人の社会的自立をめざした
不登校のための対応マニュアル
目次

第1章 はじめに

1ページ

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) マニュアル改訂の背景 | p 1 |
| (2) 本マニュアルの目的 | p 2 |
| (3) 不登校の基本 | p 2 |
| ① 不登校の定義 | |
| ② 不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方 | |
| (4) 町田市での不登校に対する捉え | p 3 |

第2章 町田市における不登校の現状

4ページ

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 町田市における不登校児童生徒数の推移 | p 4 |
| (2) 不登校の長期化の状況《2024年度》 | p 5 |
| (3) 学校復帰率《2024年度》 | p 5 |

第3章 学校における取組の基本

6ページ

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 学校が対応を行ううえでの基本的な考え方 | p 6 |
| (2) 基本的な支援について | p 6 |
| (3) 学校の組織的な対応 | p 7 |
| (4) 未然防止の取組 | p 8 |
| ① 学校における生徒指導の充実 | |
| ② 生徒指導の構造 | |
| ③ 発達指示的生徒指導の在り方 | |
| ④ 不登校対策につながる発達指示的生徒指導 | |
| ⑤ 不登校対策としての課題未然防止教育 | |
| (5) 欠席の状況等に応じた対策 | p 13 |
| (6) 不登校児童生徒に対する早期支援 | p 14 |
| ① 早期支援の在り方 | |
| ② 校内ケース会議の開催 | |
| ③ アセスメントの実際 | |
| ④ 支援計画シートの活用 | |
| ⑤ 不登校児童生徒に対する具体的な対応 | |
| (7) 長期化への対応 | p 21 |
| ① 校内での支援 | |
| ② 家庭訪問 | |
| ③ 校外の関係機関等との連携 | |
| ④ 保護者に対する支援 | |
| (8) 学校間の引き継ぎ | p 25 |
| ① 進学先への情報の引き継ぎ | |
| ② キャリア教育と進路指導 | |

第4章 町田市における不登校支援の取組

29ページ

(1) 学びの多様化プロジェクト 2024－2028	p 29
(2) 在籍校内支援	p 30
① 校内別室	
② 教職員への相談	
③ スクールカウンセラー【校内専門職】	
④ スクールソーシャルワーカー【校内専門職】	
(3) 在籍校外支援	p 31
① 教育相談	
② 教育支援センター＜けやき教室・くすのき教室＞	
③ 教育支援センター分室＜やどかり教室＞	
④ 学びの多様化学校分教室ゆめのき	
⑤ 民間の支援機関・フリースクール	
⑥ 保護者支援	

関連資料

34ページ

○不登校に関する法令、通知等	p 34
○不登校児童生徒支援における制度の取扱い等 <指導要録上の出席の取扱い> <不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価>	p 36
○町田市の相談窓口等 <不登校に関する支援事業> <不登校に関する相談先等> <その他の相談機関>	p 39



第1章 はじめに

(1) マニュアル改訂の背景

町田市教育委員会は、不登校児童生徒への対応や支援として「不登校の未然防止のための対応マニュアル【改訂版】」を2013年10月に作成し、学校における初期対応の流れや段階的な対応例、家庭訪問のポイントを示しました。その後、国の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成29年施行)や「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)の主旨を踏まえ、2021年10月に「不登校のための対応マニュアル(町田市不登校対応ガイドライン)」を改訂し、学校内外での不登校における取組等を推進してきました。

当現行マニュアルは、

- 「I 不登校について正確な理解をするために」
不登校に対する基本的な考え方や町田市の不登校の状況について
- 「II 不登校児童生徒への支援について」
未然防止・早期支援・長期化の支援で必要とされる視点について
- 「III 不登校に係る問題の解決のために」
未然防止・早期支援・長期化それぞれの支援における具体的な取組について

という内容で具体的な取組を示しています。

2023年3月に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLOプラン」が公表されました。本プランは、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指し、学びの多様化学校や校内教育支援センター設置の推進、教育支援センターの機能強化等を内容として示しました。

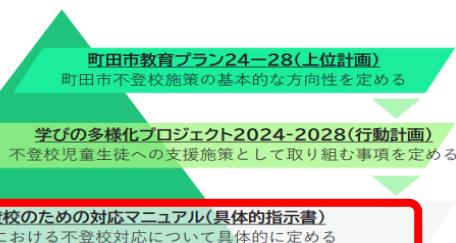
さらに、2023年10月には、前年度にあたる2022年度の不登校児童生徒数が全国で約30万人を超えたことを受け、文部科学省が「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～」を公表し、COCOLOプランの取組を、前倒しして各教育委員会に実施するよう要請する運びとなりました。

町田市教育委員会では、「町田市教育プラン24-28」の、「基本方針Ⅱ 一人ひとりの多様な学びを推進する」の施策Ⅰにおいて、「不登校児童生徒への支援を推進することで、不登校児童生徒が、自身に合った学習環境を選択している。」を目指す姿として具体的な取組を進めていくこととしました。

その趣旨を踏まえ、本市の不登校施策の方針となる「学びの多様化プロジェクト2024-2028」を2023年12月に策定し、不登校施策における行動計画を示しました。本プロジェクトは、学校を休んでいることと学ぶことをいったん分けて考え、すべての子どもたちが学ぶ機会を得られる取組を示しました。

今回のマニュアルの改訂では、今述べたプロジェクトの方針に沿いつつ、新たに取り組んでいる支援事業等を追加し、町田市の状況や取組、支援事業等を教員等に伝わるようまとめました。マニュアルに示されている子どもたち一人一人に応じた適切な支援を学校・家庭・地域の大人たちが協働して行うことで、町田市の全ての子どもたちが将来への希望をもち、その可能性を伸ばしていくようにすることをめざしています。

町田市の不登校児童生徒支援



【上位計画】

町田市教育プラン24-28
⇒施策の基本的な方向性を示す。

【行動計画】

学びの多様化プロジェクト2024-2028
⇒不登校支援の取組事項を示す。

【具体的指示書】

不登校のための対応マニュアル
⇒学校における不登校対応を示す。

(2) 本マニュアルの目的

不登校児童生徒が年々増加しており、不登校はどこにでも起こり得るものであると認識する必要があります。そのため、不登校支援は、不登校の予兆を見極めることや早期の段階から支援を行っていくことが大切になってきます。各学校は、児童生徒一人一人の心の状態等を理解・把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援を、組織的かつ継続的に行っていくが求められます。

町田市教育委員会では、各学校がこの「不登校のための対応マニュアル」を活用し、未然防止や早期支援の視点、及び長期にわたる場合の留意点などを考えながら取組を進めることが重要であると考えています。

各学校が支援体制の構築や具体的な対応等を示している本マニュアルを活用いただくことで、子どもたちにとって安心して通うことのできる学校づくりや、個に応じた不登校支援につなげていただくことを目的としています。

(3) 不登校の基本

①不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

【参照：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〔文部科学省〕】

②不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方

不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

【参照：令和元年10月25日付『不登校児童生徒への支援の在り方について』〔文部科学省〕】

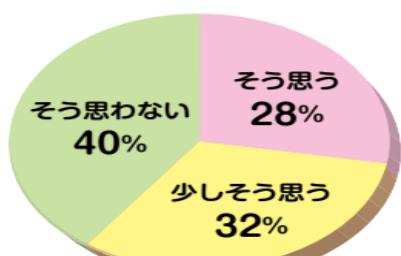
<不登校の理解の基本>

不登校の児童生徒の気持ちを正しく理解するところから始めます。

不登校は、

- 人間関係が崩れたり、勉強がわからなくなったりするなど、様々な要因・背景の結果として起きた状態です。
- 「問題行動」ではありません。
- 取り巻く環境によって、どの子でも起こり得ます。

【参照：平成29年7月『小・中学校学習指導要領解説 総則編』〔文部科学省〕】



「不登校に関する実態調査～平成18年度
不登校生徒に関する追跡調査報告書～」
（文部科学省）より

【参照】不登校を経験した子の実情

不登校を経験した子どものうち、「学校へ行きたかったが、行けなかった。」と答えた割合

文部科学省の追跡調査によると、不登校を経験した子の約60%が「学校へ行きたかったが、行けなかった。」と、答えています。

不登校の子は、心の中で自分を否定したり、保護者や友達など、他の人の目を気にしたりすることによる不安や苦しさなどを感じていることもあります。

<不登校の児童生徒への支援の視点>

不登校の児童生徒にかかるうえで大切なのは、「一人一人の児童生徒の立場」になって考えていくことです。

児童生徒を支える大人たちが、

不登校の子どもたち
に寄り添うこと

共感すること

思いや考えを
受け入れること

- 児童生徒が学校を休んでいる時期は、心身の休養であったり、自分を見つめ直すなど積極的な意味をもったりすることがある。
- 学校を休む時期が長くなることで、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる可能性がある。周りの大人たちが、丁寧に接することが必要。
- 目標は、「学校に登校すること」だけではない。自分の進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指す。
- 校内別室や教育支援センター、フリースクール等の民間施設の利用や家でICTを活用した学習を行うことも社会的自立に向かう方法の一つです。その子自身の状況に応じて、共によりよい支援を考えていく必要がある。

【参照：令和3年1月『未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて』[東京都教育委員会]】

(4) 町田市での不登校に対する捉え

不登校は学校を休んでいる「状態」を表す言葉に過ぎず、子どもたちは不登校というプロセスを経て、それぞれの自立に向かうと考えられます。町田市では、不登校支援は子どもの育ちを支えるプロセス支援であると捉えています。そのため、国や東京都の方針を踏まえ、学校に登校するということのみを支援の目標とするのではなく、子どもたち一人一人の「社会的自立」を目指したものとしています。そのため、「町田市版 学びの多様化プロジェクト2024-2028」では、「相談の場づくり」や「学びの場の確保」「保護者の支援」という3つの視点を定め、取組事項を示しています。

参考：『学びの多様プロジェクト2024-2028』

【2023年12月・町田市教育委員会】

01 基本方針

学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ

不登校は学校を休んでいる「状態」を表す言葉に過ぎず、子どもたちは不登校というプロセスを経て、それぞれの自立に向かうと考えられます。町田市では、不登校支援は子どもの育ちを支えるプロセス支援であると捉え、相談先や学びの場等に繋ぎ、継続的に支援を行います。そのため、不登校施策の基本方針として「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」を掲げます。

学校に行く子も行かない子も、自分自身の人生を歩むため、その子なりの自立を目指します。そのためには基礎学力だけでなく、人と関わるコミュニケーションスキルや社会生活上必要なソーシャルスキルを身に付けること、適切な進路選択ができるなどが必要です。学校を休んでいることで、これらの学びの機会を失うことがあってはなりません。

子どもにやさしいまちづくりに取り組む町田市では、2023年度「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」の制定を検討しています。条例では子どもが健やかに育つため、「子どもが学びたいことを学ぶこと」や「悩みまたは困りごとについて、相談や助言その他の支援を受けられること」が必要だと掲げています。

学校に行かない子どもたちのそれぞれが、異なる状況にあり、必要な学びや支援は異なります。子ども一人ひとりの状況に応じて多様な学びの場を確保し、その学びの場につながるような支援に取り組みます。

資料 まちだ子育てサイト 「市の不登校施策について」から

全ての子どもが安心して育つまちとして、「学びの多様化プロジェクト2024-2028」では学校を休んでいる子どもの学びの場を確保し、必要な相談や情報につながれる仕組みを整えるよう、取り組む事項を示しました。

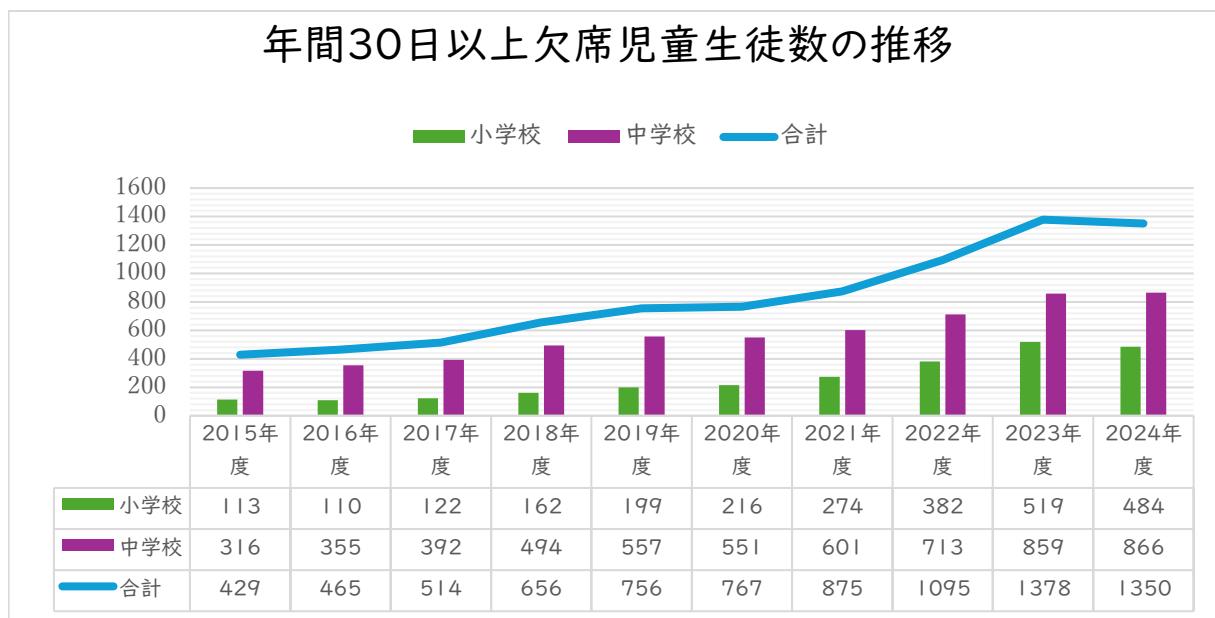
内容をご覧になりたい方は、以下よりファイルをダウンロードしてください。

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/material/files/group/17/tayoka2024-2028.pdf>

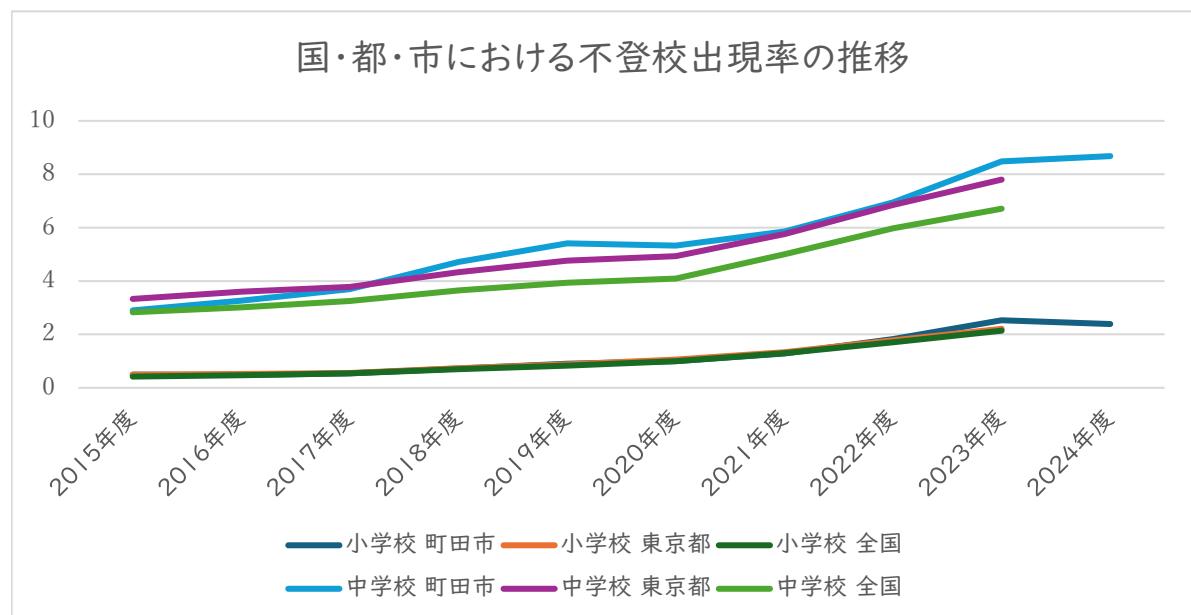


第2章 町田市における不登校の現状

(1) 町田市における不登校児童生徒数の推移



町田市では、小学校及び中学校における不登校児童生徒数は、2024年度は合計1350人で10年前の2015年度と比べ、約3.15倍と増加傾向にあります。さらに、小学校と中学校で分けると2024年度は小学校484人、中学校866人で10年前に比べ、小学校は4.28倍、中学校は2.74倍とそれぞれにおいて増加傾向にあります。



		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
小学校	町田市	0.49	0.48	0.54	0.72	0.9	1	1.29	1.82	2.53	2.39
	東京都	0.49	0.52	0.56	0.74	0.88	1.06	1.33	1.78	2.21	
	全国	0.42	0.47	0.54	0.7	0.83	1	1.3	1.7	2.14	
中学校	町田市	2.9	3.26	3.7	4.72	5.41	5.33	5.85	6.95	8.48	8.68
	東京都	3.33	3.6	3.78	4.33	4.76	4.93	5.76	6.85	7.8	
	全国	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09	5	5.98	6.71	

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の占める割合（不登校出現率）は、2024年度は小学校で2.39%、中学校で8.68%となっており、国や東京都よりも高い水準になっています。

ここ数年は増加率が急上昇しています。主な要因として、第一に、前述の文部科学省による「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律（平成29年2月施行）」で、児童生徒の状態に応じて休養も必要という支援の在り方が示されたことがあります。第二に、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況になったり、様々な制限がある中で交友関係を築きにくかったりすることで、登校する意欲が湧きにくい状況が生じたこと等も背景の一つとして考えられます。

不登校児童生徒の状況は、社会情勢の変化や不登校に対する考え方の影響も受けることから、不登校児童生徒数の推移だけでなく、周りを取り巻く様々な状況からの的確に捉えていく必要があります。

（2）不登校の長期化の状況《2024年度》

		全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校	不登校人数	484	32	53	76	82	119	122
	90日以上欠席	218	13	16	32	29	60	68
	割 合	45.0	40.6	30.2	42.1	35.4	50.4	55.7
中学校	不登校人数	866	249	304	313			
	90日以上欠席	533	131	187	215			
	割 合	61.5	52.6	61.5	68.7			

2024年度において、不登校児童生徒のうち90日以上欠席している児童生徒数の割合は、小学校全体で45.0%、中学校全体で61.5%となっています。

長期化することで、学習の遅れ、生活の乱れ、さらには安定した日常生活への回復が一層困難になることから、学校ができるだけ不登校の予兆を捉え、早期段階からの児童生徒に対する支援を行うことが求められます。

また、学習の遅れが進むことで、進路選択の幅が制限されることや、社会的自立へのリスクが生じる可能性もあります。学校は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、教育支援センター（けやき教室・くすのき教室）、学びの多様化学校分教室、フリースクール等の民間施設など多様な学びの場につなげていくことも必要です。

（3）学校復帰率《2024年度》

		全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校	復帰者	164	12	25	23	32	28	44
	割 合	33.9	37.5	47.2	30.3	39.0	23.5	36.1
中学校	復帰者	187	59	62	66			
	割 合	21.6	23.7	20.4	21.1			

2024年度において、不登校児童生徒のうち学校に登校する又はできるようになった児童生徒数の割合は、小学校全体で33.9%、中学校全体で21.6%でした。

不登校児童生徒の支援については、「学校復帰のみを目標とせず」と支援の視点でも示していますが、学校復帰を望む児童生徒もいることから、再登校に向けた具体的な取組を検討する支援も児童生徒個々の状況を踏まえて行います。

※留意点 町田市における不登校児童生徒数の算出について

2023年度までは町田市独自調査において、年間欠席日数30日以上の児童数及び生徒数を全て計上していました。しかし、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が病気欠席等を理由としているものにおいては除外して対象者を計上していることから、町田市独自調査も2024年度から同様の基準に基づいて計上しています。

第3章 学校における取組の基本

(1) 学校が対応を行ううえでの基本的な考え方

不登校に対する理解不足に起因する不適切な対応が、不登校の要因になることや、学校への復帰を妨げることもあります。そのため、教職員一人一人が、不登校の基本的な考え方を理解することが求められます。ここでは、第1章の「(3) 不登校の基本」を踏まえて、学校が対応を行ううえでの基本的な姿勢を改めて整理します。

社会的 自立

キーワード1：「社会的自立」を目指す

- ・支援の目標は、児童生徒が将来自立し、豊かな人生を送れるようにするための「社会的自立」を育んでいくことです。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自分の進路を様々な選択肢の中から主体的に考えられるようにします。

学校 教育の 在り方

キーワード2：学校教育の果たす役割は大きい

- ・学校は、様々な多くの人たちの関わりを通じた体験や経験を行い、実社会で生きる力を養うことのできる意義のある場です。
- ・学校教育の役割は大きいことを受け止め、学校教育のさらなる充実を図ったり、学校教育になじめない児童生徒に対し、その要因の解消に努めたりすることが不可欠です。

誰でも 起こり 得る

キーワード3：不登校＝問題行動ではない

- ・要因は様々で、不登校は誰にでも起こり得ることを踏まえます。
- ・不登校は甘えでも怠けでもありません。分かっていても行動できないというのが不登校児童生徒の心の状況です。
- ・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつこともあります。

学びの 保障

キーワード4：一人一人に応じた支援を行う

- ・学業の遅れや進路選択上の課題等もあり得ることに留意して適切な支援を行います。
- ・必要な支援は一人一人様々であり、また状況によっても変わります。
- ・学校復帰を望む児童生徒もいれば、学校外の学びの場を活用するのがよい児童生徒もあります。その際は、公共及び民間機関等、他機関とも連携していくようにします。

(2) 基本的な支援について

不登校対応とは、不登校になってからの支援だけでなく、不登校の未然防止といった予防的な取組やリスクのある段階で早期に支援を行うなど、重層的な支援を行うことを通じて「誰一人取り残さない学びの保障の実現」を目指すことを言います。

そのため、ここでは支援を3つの視点で整理して、その視点に応じた適切な支援を行っていくようにします。

視点1：「未然防止」

全ての児童生徒が対象で、不登校にしない魅力ある学校づくりに向けた取組を行う。

視点2：「早期支援」

リスクのある児童生徒が対象で、早期発見・早期対応の取組を行う。

視点3：「長期化への対応」

不登校児童生徒が対象で、学びの場等の確保をはじめとした自立に向けた取組を行う。

[参考] 3つの視点における取組例

未然防止の取組	早期支援の取組	長期化への対応の取組
○全ての児童生徒にとって学校が安心・安全な居場所と実感できる取組	○不登校の予兆を早期発見し、必要な支援を早期に行う初期対応	○個々の児童生徒における心身の状況変化を踏まえた、目標の幅を広げた支援
○新たな不登校が生じない、毎日通いたいと思える魅力ある学校づくり	○児童生徒一人一人に応じた支援を実施するためのアセスメント	○学びの継続に向けた学校外の機関との連携
○社会的自立に向けた教育活動（キャリア教育等）の展開 等	○児童生徒一人一人に応じた具体的な支援の計画・実施 等	○多様な自立の在り方に向けた進路支援 等

(3) 学校の組織的な対応

「チーム学校」による支援体制の構築

「未然防止」の対応では、全ての児童生徒にとって学校が安心・安全な居場所、毎日通いたいと思える魅力のある場であることを実感できる取組を教職員が一丸となって行っていくことが必要です。また、「早期支援」及び「長期化への対応」においては、不登校になる要因が複雑化・多様化し、一人一人異なるため、担任だけでなく、他の教職員とチームを組み、役割分担をすることで、指導・援助の幅を広げていくようにします。

支援への体制づくりは、教員以外の専門スタッフであるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）などもメンバーにするとより効果的です。専門性のあるスタッフが加わることで、より充実した対応ができるようになります。

さらに、学校は、不登校児童生徒への支援や新たな不登校が生じない学校づくりの実現に向け、教育支援センターをはじめとした関係機関等との連携をコーディネートする教員を指名します。その教員が中心となることで、学校内外の関係者との連携・協力をより円滑に行え、学校全体で組織的に不登校対策に取り組む支援体制を構築することもできます。

◎<仮称>不登校対応教員

校内の組織的な不登校対策を機能させるためには、コーディネーターの役割を担う教員の存在が重要です。そのような役割を担う「不登校対応教員<仮称>」を分掌上、明確にします。

[不登校対応教員の主な役割]

「校内の不登校対策の企画」「不登校に関する校内研修の実施」「ケース会議等の運営」

「相談しやすい体制づくり」等



不登校対応教員
校内における不登校に関する学びの場の準備やケース会議の運営等を行う。



養護教諭
児童生徒の心身両面にかかわり、心や体のケア、健康相談等を行う。



特別支援教育コーディネーター
特別支援教育の視点で会議の運営や関係機関との連絡・調整を行う。



スクールカウンセラー（SC）
「心理の専門家」として児童生徒・保護者のカウンセリング、教職員への助言や支援を行う。



スクールソーシャルワーカー（SSW）
「福祉の専門家」として関係機関とのつながりを活用し、課題解決のプランを示す。

◎学校における対応は「分業」ではなく「協働」！！

◆管理職（校長・副校長）
学校全体のマネジメント

◆学級担任、学年主任、部活動顧問
児童生徒や家庭の第一支援者

◆生活指導主任、特別支援教育CO、不登校対応教員
各分掌等のリーダー

◆SC、SSW
相談や福祉の専門家

◆養護教諭
心身の健康の専門家

◇関係機関との連携

町田市
教育支援センター

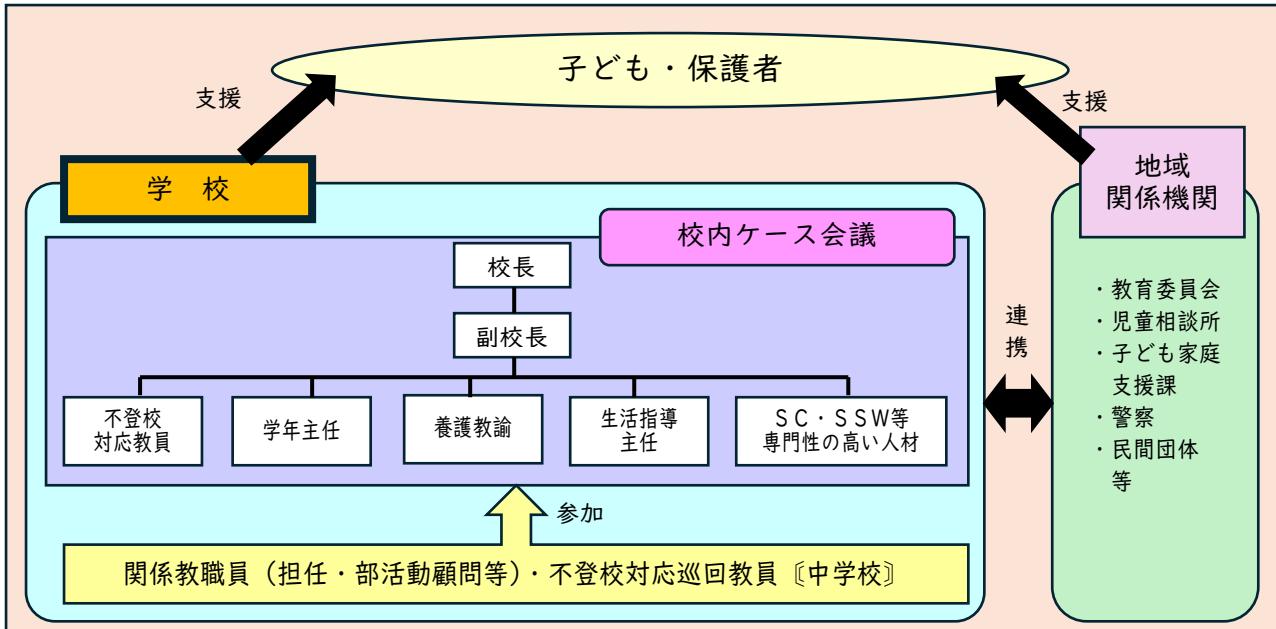
町田市
子ども家庭支援課
等

福祉・医療機関等

★組織的な対応の意義

学校がチームで対応することで、教職員の意識が変化し、困難を抱える児童生徒に良い影響を与え、結果的に学校が安心して学ぶ場となっていきます。日々の教育活動では、全ての児童生徒の個々の学びを保障した分かりやすい授業づくり等を工夫することで、学年・学級が安全・安心に過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めるようにします。

[参考] 学校の組織的な対応のイメージ



〔ことば〕 不登校対応巡回教員

巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図る取組を推進する教員のことです。東京都の事業で、町田市においては4名の教員が中学校全校で対応を行っています。

資料 不登校の理解を深めるための研修動画

不登校対策の意義や背景等を十分に理解し、不登校への取組をさらに推進するために、4名の不登校対応巡回教員が協力をして、東京都教育委員会作成の不登校研修キットを活用した研修動画を作成しています。

・動画内容

(1) 第1回：基礎編

「不登校対応巡回教員について」「不登校の理解」「不登校の現状」・・・ | 3分52秒

(2) 第2回：未然防止編・・・ 9分10秒

(3) 第3回：早期支援編・・・ 8分40秒

(4) 第4回：長期への対応・・・ | 3分55秒

・格納場所：以下のURLよりアクセスをしてください。

[不登校対応巡回教員 研修動画 - 999_Chromebook 活用（旧 999_周知事項） - Google ドライブ](#)

・使用教材：

『児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～』

【東京都教育委員会・平成30年12月】

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/truancy_and_dropout/guidebook

(4) 未然防止の取組

①学校における生徒指導の充実

「生徒指導提要【令和4年12月改訂・文部科学省】」の12～14ページにおいて、生徒指導の定義と目的、さらにはその目的を達成させるために必要な力を次のように示しています。

【生徒指導の定義】

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

【生徒指導の目的】

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるとともに、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

☆自己指導能力

児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」という問題に対して、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

上に示す「自己指導能力」とは、「自分は何をしたいのか、何をするべきか」という問題に対して、主体的に問題や課題を発見し、目標を選択・設定して、目標の達成のために自ら動き、他者を尊重しながら決定できる力を指します。学校から社会へ向かう「自立」においてもこの能力は必要不可欠です。学校は、児童生徒の自己指導能力の習得をめざし、以下にある「生徒指導の実践上の視点」を意識した取組を行うことが必要です。

<生徒指導の実践上の視点>

○自己存在感の感受

⇒自己存在感を実感したり、自己肯定感や自己有用感を育んだりする取組

○共感的な人間関係の育成

⇒支持的で創造的な学級・ホームルームを目指し、相互扶助的で共感的な人間関係を形成する取組

○自己決定の場の提供

⇒自己決定の場を広げるための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組

○安心・安全な風土の醸成

⇒児童生徒による安心して学校生活が送れるような風土づくりを支援する取組

②生徒指導の構造

生徒指導は、2軸3類4層の分類し構造化されます。

不登校の未然防止の取組は、児童生徒の課題への対応の時間軸に着目した2軸における「常態的・先行的（プロアクティブ）」になります。具体的には、「発達指示的生徒指導」と「課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）」の取組になります。※右図の太枠参照

■発達指示的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの

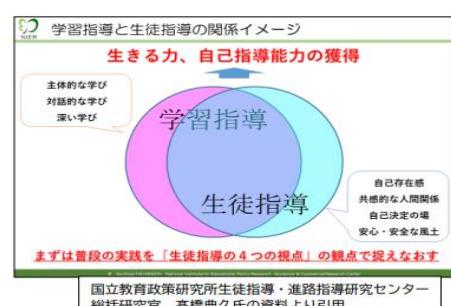
■課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラム



③発達指示的生徒指導の在り方

発達指示的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、全ての教育活動において進められる生活指導の基盤となるものです。「発達指示的」というのは、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点にたって教育活動を実施していくことを言います。



児童生徒にとって学校生活の大部分が「授業」の時間となります。そのため、教員は日々の授業を行う中で生徒指導を意識すること、つまり生徒指導と学習指導を一体に取り組んでいくことが大切です。

[参考] 生徒指導の実践上の視点の例

〔国立教育政策研究所 高橋典久氏の資料より〕

○自己存在感の感受

⇒「ネームプレート」の活用、全員が応答できる発問・助言、つぶやきへの注目、どんな発言も取り上げる、どの場面でどの子を活躍させるかの事前想定 等

○共感的な人間関係の形成

⇒友達の意見をうなずきながら聴く、言い終わるまで待つ、一人一人を褒める、常に子どもの人間性を認める、間違った応答も笑わない（否定しない）等

○自己決定の場の提供

⇒選択場面の設定、対立意見を生む発問、一人調べの時間確保、視点の明確化、考える時間の十分な保障、思考過程の分かる板書・ノート 等

○安心・安全な風土の醸成

⇒めあての工夫や見通しをもたせる支援、教師との信頼関係づくり、多様な考え方や意見が尊重されるような人間関係づくり 等

④不登校対策につながる発達指示的生徒指導

『生徒指導提要』第10章不登校の229ページにおいて、「不登校対応の重層的支援構造」が示されています。その中で、「発達指示的生徒指導」の対応として、

児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業の工夫」

と示されています。

<魅力ある学校づくり>

全ての児童生徒にとって、所属する学校とりわけ一番居場所となり得る学級が「安心・安全な場」と実感できるようにしていくことが大切です。新たな不登校を生じさせないために児童生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校づくりを具体的に取り組んでいく必要があります。

[参考] 魅力ある学校づくりのための4つの「つくる」

○安心して学べる学校づくり

- ・校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営や学級運営を行なうことが、様々な問題の芽を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。
- ・校則の見直しなど、児童生徒が安心して意見を表明できる場の提供を推進します。

○学級での居場所づくり

- ・児童生徒が「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指します。
- ・協働的な活動を通して、児童生徒自らが絆を感じ取り、紡いでいけるような場や機会を提供します。

○児童・生徒との信頼関係づくり

- ・児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出す共感的な対応などを行い、相談力の向上を図ります。
- ・受容的に接するとともに、規範・規律に対する言動に対しては毅然とした指導を行ないます。

○学ぶ意欲を育む授業づくり

- ・どの児童生徒も分かる授業、興味のもてる授業を心掛け、児童生徒の学ぶ意欲や自己存在感を高めます。
- ・児童生徒それぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりをすすめます。
- ・「分かった」「できた」を児童生徒が実感できる授業改善を続けます。

[参考] 不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくりの取組例

3 不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくり (1) 居場所づくり



生徒会や中央委員会で「居場所づくり」をテーマに地域や学校運営協議会委員と熟議を実施した。

3 不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくり (2) 絆づくり



パートリーダーが中心となり練習を進めていく。



良いところ探し

合唱祭などの行事において、リーダーを選び、生徒が主体的に練習などができる場を設定した。

<分かりやすい授業の工夫>

分かりやすい授業づくりや学級経営の工夫は特別支援教育の視点で考えると効果的です。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、教職員による障がいの理解のもと、障がいの状況に応じた適切な支援が必要となります。その際、学習上の学びにくさ、生活上の困難さについて児童生徒理解を丁寧に行い、その子の長所や強みを生かして、個に応じた支援を考えて実践していきます。

また、特別支援教育の視点を生かすことは、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒にとっても有効です。授業づくりや学級経営を考える際には、ユニバーサルデザインの視点を参考に取り組みます。

資料『町田市特別支援教育ハンドブック』の活用

「授業」の中で、どれだけ「参加できた」「わかった」「自分もできた」と児童生徒に達成感をもたらされるかが教師の使命であるとしたうえで、全体指導で個を育てるという視点で作成しています。

<UD授業振り返りシート>

授業改善の優先順位を決め、ハンドブックに記載されている手立てを実践していきます。
※右のQRコードで振り返りシートをダウンロードできます。



⑤不登校対策としての課題未然防止教育

『生徒指導提要』第10章不登校の229ページにおいて、「不登校対応の重層的支援構造」が示されています。その中で、「課題未然防止教育」の対応として、

児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付きSOSを受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実

と示されています。

一人一人の子どもに育成させる「社会的自立」とは、他者に対し適切に依存し、必要な支援を求めながら、社会の中で自己実現を図っていく営みのことをいいます。その育成の過程において、児童生徒の人間関係形成能力や社会形成能力が必要とされるため、その力を育む教育活動を計画的に実施していくことが求められます。

<SOSの出し方に関する教育>

悩みがあることは「恥ずかしい」と思い込み、人に相談することに否定的な児童生徒がいます。成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に助けを求めるることは、適切に依存できるネットワークを築き、自立へと踏み出す一歩であると捉え、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を実施します。

誰でも悩むことがあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうなど言語化することの重要性を伝えるための取組を行うことが大切です。

[参考] 取組例

- 悩んだり困ったりしたときは、相談できる人がいるということを伝えるために、進学に合せて卒業前の小学校6年生や入学後の中学校1年生に対し、各学校に配置されたSCが全員面接を実施した。
- 思っていることを上手に相手に伝える表現の仕方、ストレスマネジメントなどについて、担任や養護教諭とSCがTTで授業を行った。

[参考] SOSの出し方に関する教育の実践で活用できる資料

○ 「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料

東京都教育委員会では、「SOSの出し方に関する教育」を推進するために授業で活用できる指導資料を作成しています。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures/sos_sing

○ 「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育 関連資料集

『SOSの出し方に関する教育』を含む自殺予防教育の関連資料のリンク集です。各都道府県(教育委員会)等が作成された資料のリンクを集めています。

<https://jscp.or.jp/school/contents/educational-institution-sos.html>

((ことば)) ライフスキル教育

世界保健機構(WHO)では、「日常生活に生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理的・社会的能力」をライフスキルと定義し、子どもたちの危機的状況を未然に防ぐには、コミュニケーションスキル、対人関係スキル、ストレス対処スキルなどのライフスキルを早い時期に身に付けさせるべきであるとしています。SOSを出す力もそのようなライフスキルの一つと位置付けられています。

<教職員の相談力の向上>

児童生徒が発するSOSを受け止めるためには、教職員の相談力の向上が求められます。例えば、教員とSCさらにはSSWによる相互コンサルテーションの機会をもつことなどが支援力の向上を図る取組の一つとして考えられます。

((ことば)) 相互コンサルテーション

児童生徒の問題で悩んでいる場合、より効果的な指導・援助の在り方を見付けられるように、異なる専門性や役割をもつ者がアセスメントや対応策について話し合うこと。

[参考] 町田市版SSWガイドライン

町田市では、6名のSSWが学校からの依頼を受けて、各学校に支援を行う体制をとっています。そのSSWが学校の組織体制の一員として共に児童生徒の問題解決につながるような支援の充実を図ることをめざし、スクールソーシャルワーカー事業の運営及び支援方針等を定めたガイドラインを策定し、2024年度より運用しています。

学校からの相談内容では不登校関連の支援が多い傾向にありますが、保護者や児童生徒に直接関わる「直接支援」だけでなく、学校と連携しながら他の関係機関につなげながら当事者の現状を改善する「間接支援」も多くあります。

本ガイドラインではSSWの役割を示しており、「特定の児童生徒に関わる相談対応」だけではなく、校内委員会をはじめとした校内会議への参加のように学校の教育相談体制に関する助言や福祉資源等の提供等を図ることも大切な取組のひとつとしています。学校からの相談票も「特定の児童生徒に関わる相談対応」はもちろん、「校内支援体制の構築に向けた派遣申請」にも合せて対応できる形としていますので、是非、ご活用ください。

〔本ガイドライン 第2章「スクールソーシャルワーカー(SSW)の職務内容について」を引用〕

◎ SSWが、学校の児童生徒の課題解決に関与することで、学校に福祉的な視点を増やし、学校の支援機能をより強固にすることをめざす

↓ そうすることで・・

問題を抱える児童生徒の支援をより効果的に行うためには、学校の教職員等も、ソーシャルワークの視点をもって対応することが必要となる

↓ だからこそ・・

○ 児童生徒への直接的な個別支援だけでなく学校にソーシャルワークの専門性を取り入れるためのコンサルテーション的な支援を行う活動をより重視していく

(5) 欠席の状況等に応じた対応

児童生徒及び保護者への対応は欠席の状況に応じて以下の表のように整理されます。

段階	対象児童生徒	学校の対応
未然防止	全ての児童生徒 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(4) の取組</div>	<p>1 魅力ある学校・学級づくり 「4つのつくる」の実践 ・安心して学べる学校づくり ・児童生徒との信頼関係づくり 2 未然防止を図るための教育活動 ・SOSの出し方に関する教育 等 ・教職員の相談力の向上</p>
早期対応	欠席1日目 対象児童生徒	<p>電話連絡等 ※主に担任が行う。 ○保護者や本人から理由をていねいに聞き取る ・病状や体調、家庭での様子 ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか ○翌日の連絡（授業・持ち物）をていねいに伝える ・安心して登校できるような声掛け</p>
	欠席2日目 対象児童生徒	<p>電話連絡等 ※主に担任が行う。 ○保護者や本人からより具体的な状況を把握 ・病状や体調等、現在の様子をよく聞く ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか ○翌日の連絡（授業・持ち物）をていねいに伝える ・安心して登校できるような声掛け</p>
	欠席3日目 対象児童生徒	<p>家庭訪問 ※学年組織として行う。 ○保護者、本人と面談 ・直接本人に会って、状況を把握 ・本人や保護者が求めている支援は何か ・気になること、心配なことはないか ○不登校対応教員、管理職等への報告 ・情報の共有、組織での対応</p>
長期化対応	欠席4日目～ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(6) の取組</div>	<p>具体的な支援 ※「チーム学校」としての対応 ○校内ケース会議の開催 ・欠席の背景把握→見立て（アセスメント）→支援計画 ・専門職の活用<SC> ・役割分担 →「関係児童生徒への聞き取り」「本人・保護者への連絡」「定期的な家庭訪問」「学習保障」「SSWの派遣検討・依頼」「別室登校に向けた準備」「教育支援センターの紹介」等 <留意点> 欠席の背景にいじめが考えられる場合、重大事態につながる可能性があります。教育委員会と連携し、早期に対応します。</p>
	連続・断続欠席 10日以上	<p>組織的・計画的な支援 ※学校外も視野に入れた「チーム学校」としての対応 ○定期的な校内ケース会議の実施と関係機関等との連携を踏まえた対応 ・アセスメントによる支援計画の修正 ・温かい雰囲気づくりや別室登校 ・保護者等との連携を通じた信頼関係の構築と保護者への支援 ・関係機関との連携 <留意点> 学級担任一人で抱え込まない支援体制づくりと、必要に応じて関係機関等と連携を図るようにする。</p>

(6) 不登校児童生徒に対する早期支援

『生徒指導提要』第10章不登校の229ページにおいて、「不登校対応の重層的支援構造」が示されています。その中で、「課題早期発見対応」の取組として、

休み始めの段階でのアセスメント（スクリーニング会議）と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始

と示されています。

児童生徒が登校できない状況になった時の関わり方、考え方については、「チーム学校」として共通理解を図っておくことが求められます。

実際に児童生徒が学校生活を送る中で、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合って、登校したくてもできない状態や登校をためらうような状況になる場合があります。児童生徒が明確な理由でない欠席が続いたり、「学校に行くのがつらい・行けない」という相談等が寄せられたりしたら、できる限り早期に複数の教職員で情報共有し、支援内容を検討します。

① 早期支援の在り方

＜アセスメントの視点を大切にする＞

支援を考える上で必要なのが、不登校に至るまでの背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答にはずれが生じることもあり、きっかけそのものが「分からぬ」という児童生徒もいます。「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求しようしたり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりすることは、結果として効果的な支援につながらないこともあります。

児童生徒の気持ちを理解し、次の視点を踏まえながら、思いに寄り添う姿勢が大切です。

- ・どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズ
- ・本人のどうありたいかという主体的意思（希望や願い）
- ・本人がもっている強み（リソース）や興味・関心

その上で、「アセスメント（全体状況の把握に基づく個に応じた具体的な支援）」を行います。把握の際は、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境について等、多面的な情報を収集していくことが重要です。

＜日頃の見取りを大切にする＞

教職員は、一人一人の児童生徒を毎日見ています。その利点を生かし、児童生徒の「ちょっとした変化」や「小さな成長」に気付けるようアンテナを高くしておきます。児童生徒の言葉や行動、表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係、学業成績など幅広い事項についての多面的な気付きが、早期の関わりや支援につながります。

また、多様な困難を抱えた児童生徒は、保健室や教育相談室を訪れることがあります。心身の不調などの訴えに対して養護教諭による相談が行われたり、SC等が個別の相談に応じたりする場合もあります。児童生徒にかかる情報を教職員間で共有することで、継続的に休み始める前に適切に関わることが可能となります。

さらに、心身の不調の背景には、家庭のことが関係していることも少なくありません。早期の支援には、教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有は不可欠となります。保護者の話をよく聴き、お互いに協力者としての関係を築いていくことが重要です。

＜児童生徒に寄り添った見方・考え方を大切にする＞

児童生徒に関わる人の多くが「学校に登校することは当たり前」という感覚をもっています。しかし、中には、その当たり前という行為を日々繰り返すことに想像以上のエネルギーや困難を伴っている児童生徒もいます。まずは、全ての人が「“登校できていること”は決して当たり前のことではない」という考え方のもと、児童生徒が日々どのように生活を送ろうとしているか、ということに目を向けていくようにします。

[参考]不登校児童生徒に対する考え方

- ・不登校は急けではないという考え方をもつ。

行きたくとも行けない心身の状態であることを大人が理解し、本人にも伝えるようにします。

- ・児童生徒の心をほぐすことから始める。

心身の不調だけでなく、心のエネルギー不足で「どうしたらしいか分からない」と困惑していたりすることも多くあります。日常の小さなことから、傷ついた自己肯定感を回復できるように支援します。

- ・児童生徒本人の不安やつらさを大人がじっくり聞く。

大人が価値観を押し付ける姿勢だと、児童生徒は離れていきます。まずは安心して話ができる落ち着いた環境で、じっくり話を聞くことから始めます。思いを言葉にできたこと、真摯に聞いてもらえた体験を重ねることで、児童生徒の心が落ち着く場合もあります。

- ・常に本人の意思を確認・尊重することを通した支援をする。

大人の考えを押し付けて児童生徒の行動を決めると、かえって大人や社会への不信を抱かせ、結果的に児童生徒がより無気力な状態になってしまうこともあります。小さな失敗も一緒に乗り越える経験になるよう、また、児童生徒が柔軟な考え方をもつことができるよう支えていくことを大切にします。

[参考]不登校児童生徒の保護者との関わり

- ・混乱した保護者の状況を理解し支援する。

保護者は当初、自分の子育てが間違っていたのではないか等、必要以上に自分たちを責めることがあるため、和らげるための支援を行います。保護者の混乱が収まることで、前向きな支援の一歩につながっていく場合もあります。

- ・保護者の状況や心情の理解に努め、子どもの支援者としての信頼関係を築く。

原因を何かに求めたいという保護者の思いや、落ち込みや憤りといった気持ちの背景を探り、共感的・受容的な姿勢での関わりで信頼関係を築くようにします。保護者が、自身の願いは一旦脇に置いたうえで、子どもの気持ちを聞くことができるよう支援します。

② 校内ケース会議の開催

「校内ケース会議」とは、不登校傾向にある児童生徒の現状の理解を深め、支援策を考える会議のことです。その児童生徒や家庭に必要な指導や支援は何か、その支援をどのように実施していくかを決定することが本会議の目的です。

本会議は、原因追及や学校復帰の方法のみにこだわるのでなく、本人の気持ちやどのような学校であれば行けるのかという支援ニーズを理解しながらの対応が求められます。困難な状況にある児童生徒のケース会議では、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントし、長期的な手厚い支援が組織的に行われるよう検討します。

他の教職員や専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

指導・援助の実施段階では、不登校対応教員が中心となって、定期的にケース会議を開催するようにします。その際、メンバーの支援内容やその支援に対する児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。そのうえで、効果的な支援においては継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善していきます。

なお、年度を越える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム全員で支援計画を見直して支援を継続していくようにします。

【参考】校内ケース会議の運営で大切にすべきこと

・当事者の思いを共有する

全ての参加者が、担任をはじめとした当事者の言葉に耳を傾けながら思いを共有することから始める、という共通理解で実施します。支援する側の孤立を避ける役割もあります。

・臨機応変に開催する

日頃から、情報交換や次に行う支援を検討するための小さなケース会議を開催することも有効です。状況に合わせて不登校対応教員等が主導し、比較的短時間で臨機応変に会議を開くことが望されます。

・自校に合った方法で開催する

持続可能な支援体制の構築をめざし、効果的な会議や目的と同等の成果が期待できる情報共有・意見交換等の在り方を、自校の実態に合う形で検討していきます。情報を可視化する、効率よくポイントを整理する等、会議に参加できなかった教職員にも分かりやすく支援内容を周知できるようにします。

③ アセスメントの実際

児童生徒が欠席し始めた初期段階において、様々な欠席理由を想定することが大切です。「なぜ、欠席をしているのだろうか？」と、複数の教職員でたくさんの意見や気付きを出し合い要因を見付けたりアセスメントを行ったりする姿勢が重要です。

A アセスメントを行い、欠席の要因を明確にする。

- ・不登校対応教員、担任、学年主任等が集まり、収集した情報を共有し、ケース会議の開催等今後の対応について検討します。
- ・今後の対応について管理職に報告し、ケース会議の議案とします。
- ・収集した情報を基に行ったアセスメントをケース会議で活用します。

教職員がチームとしてアセスメントを行うことで、参加者は様々な気付きを得て、課題を共有することが可能となります。

B 校内ケース会議等でアセスメントに基づくプランニングを行い、支援計画を決める。

- ・ケース会議の構成メンバー（管理職、担任、学年主任、養護教諭、不登校対応教員、生活指導主任、部活動顧問、特別支援教育CO等）が集まり、アセスメントに基づき、今後必要とされる支援策について検討します。
- ・並行して様々な視点からのアセスメントもできるように、SCやSSW等の専門職が参加できるよう日程調整を行います。また、ケースによっては、校外の関係機関等も含めた会議を実施します。

A アセスメントを用いた校内ケース会議

⇒「アセスメント（見立て）」は、支援対象となる児童生徒の情報収集・分析を行うことで、状況を多面的に把握することです。児童生徒一人一人に応じた支援を行うには、適切なアセスメントを事前に行い、欠席の要因を明確にしたうえで支援の目標や方向性、具体的な対応策等を検討していくことが大切です。



<要因例>

- 学習状況 教員との関係
健康状態 いじめ
生活習慣 部活動・クラブ
家庭環境 友人関係
虐待 等

なぜ、欠席しているのだろうか？

<アセスメントの例>

子どもの欠席による母親の不安が子どもに影響を与えてるので、母親を安心させる方策も考える。

[参考]アセスメントの基本姿勢

・教職員個人の経験にとらわれない

不登校児童生徒は、分かっているが動けないという心の状況にあります。教職員個人の経験から、安易に怠学、非行、無気力といった決めつけをしないように注意します。

・背景要因を多角的に理解する

原因は簡単に判断できないことも多いと考えます。そのため、本人・家庭・学校に係る様々な要因が複雑に絡み合っていることを前提に検討していく必要があります。情報収集は、本人や保護者の話、教職員や友人への聞き取り、心のアンケート、指導要録、面談の記録等から行い、整理します。

[参考]アセスメントの観点

BPS モデル (Bio-Psycho-Social Model)

心理分野・精神医療分野・福祉分野等で活用されているアセスメントの方法で児童生徒の課題を、生物学的要因、心理学的要因、社会的要因の3つの観点から検討します。例えば、不登校の児童生徒の場合、「生物学的要因（発達特性、病気等）」、「心理学的要因（認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境や人間関係等）」から、実態を把握すると同時に、児童生徒自身のよさ、長所、可能性等の自助資源と、課題解決に役立つ人や機関・団体等の支援資源を探ります。

【引用：BPSモデル 『生徒指導提要』 p 91】

B アセスメントに基づくプランニング

⇒本人の気持ちやどのような学校であれば行けるのかという支援ニーズを理解し寄り添いつつ、アセスメントに基づく一人一人に応じた具体的な支援について計画します。



<支援計画の例>

- ・担任と学年主任等、複数の教員が週に1回、放課後に家庭訪問を行い、担任が子どもと、学年主任が母親と懇談する。
- ・SCが相談室を児童生徒本人の居場所になるように誘ってみる。

[参考]支援計画作成の基本姿勢

・共通理解を図る

長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にします。また、常に複数で支援できるような体制に基づき、「いつ」「だれが」「だれに」「何を」「どのように」「どの程度」行うことが効果的かを検討し、役割分担を具体的に行うことで支援に対する共通理解を図ります。さらに、必要に応じてどの関係機関と連携し、いつから取り組むかも決めます。

・児童生徒本人の支援であるかを問い合わせ続ける

「誰のための・何のための学校復帰なのか」「大人が安心感を得るために支援になつてはいいないか」を常に問い合わせながら、支援を考えていきます。

・保護者との信頼関係の構築を大切にする

保護者を元気づけ心理的な安定を図ることが、児童生徒の有効な支援につながるため、保護者との間に、不登校児童生徒支援の協力者としての関係を築くようにします。

④ 支援計画シートの活用

ケース会議では、前述したように支援計画の進捗状況について確認していくこととなります。そのため、支援計画は「支援計画シート」等に記載しておくことが望ましいといえます。情報を蓄積したり、修正したりすることで、より適切に変化の兆しを捉えたり支援方法の見直しを検討したりすることができるようになります。

ケース会議において合意や確認できた事項及び対応の結果等においては、支援計画シート等に追記していきます。また、支援計画の作成時はもちろん、目標の修正、支援計画の見直しの際には、児童生徒本人、保護者をはじめとした関係者の共通理解を図るようにしていきます。

資料 児童生徒理解・支援シート

文部科学省は、不登校児童生徒・障がいのある児童生徒・日本語指導が必要な外国人児童生徒等、支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、その置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学校、家庭、地域の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するシート（参考様式）を示しています。

シートは以下の3種類で構成されています。

(1) 共通シート (2) 学年別シート (3) ケース会議・検討会等記録シート

文部科学省ではこのシートの活用により、支援が必要な児童生徒に関する情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となると述べています。また、実際の運用にあたっては、このシートを参考にしつつ、児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法等を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、すべての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望ましいと示しています。

＜参考：令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別添1・2＞

〔参考〕文部科学省「児童生徒理解・支援シート」(参考様式)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotoku/seitoshidou/icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_002.pdf

⑤ 不登校児童生徒に対する具体的な対応

<児童生徒の安心感を高めるために>

校内ケース会議等で検討された支援計画に基づいた、支援を継続します。一方、欠席が続くことで、すぐの学校への復帰が難しい場合があるため、児童生徒との関係づくりを優先させることも必要です。児童生徒と会えなかったり話ができなかったりする場合は、保護者との信頼関係を築き、保護者を通じて当該児童生徒との関係づくりを行っていく方策も考えられます。

[参考]家庭訪問の進め方

家庭訪問の目的は、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことです。児童生徒に「心配しているよ。」というメッセージを伝え、保護者の不安や心配なことに寄り添うことが大切です。

アポイント

- ・家庭訪問をする際は、事前に訪問する旨を保護者に伝えます。
- ・保護者の意向も確認しつつ、児童生徒の緊張が和らぐ放課後の時間を選ぶなど、会いに行く時間を検討します。

訪問前

- ・担任だけで抱え込むことなく、可能な限り複数人で対応することも検討します。
- ・訪問直前には「今から訪問します。」と伝えると、より丁寧な対応になります。

訪問中

- ・初回の訪問は短めに設定します。
- ・興味関心があることなど、本人が話しやすい話題を大切にします。
- ・この時点での励ましや登校への刺激などは逆効果になりがちです。本人のペースを大切にすることを伝えます。
- ・心の状況等に不安があれば、学校のSCのカウンセリングや教育センターの教育相談等を提案します。

訪問後

- ・訪問後も、保護者に連絡し、その後の本人の様子を確認します。
- ・訪問結果については記録し、校内で対応に係る教職員に共有します。
- ・対応に悩む場合は、SCやSSW等に相談します。

訪問時に本人に会えなかった・・・

- ・本人に会えない状況が続いても、保護者への連絡は継続し引き続き、心配しているというメッセージを伝えます。
- ・本人と直接会えない場合でも、保護者と話をしたり、プリント類を置いてきたりするだけでも十分意味があります。

安否が確認できないときは・・・

家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合は、子ども家庭支援課への通告、警察への情報提供も検討します。

【対応例】学業不振が主たる要因と考えられる場合の対応イメージ

支援計画

- ・児童生徒や保護者との関係づくり
- ・SCやSSW等の助言を得て、学力の定着が十分でない要因をさぐる。

児童生徒の反応

- ・担任等と関わりをもつことで不安を軽減する。
- ・共通の話題で信頼関係を築く。



担任等の対応

- ・家庭訪問等で児童生徒の興味関心のある話題等について話す。
- ・児童生徒の状況を確認するとともに、児童生徒とどのように関わればよいかを保護者とともに考える。



保護者の反応

- ・担任等と児童生徒の状況について話をすることで不安が軽減する。
- ・児童生徒とどのように関わればよいかを共に考えることで信頼関係を築く。



家庭との関わりを続けている中で、今まで学校としてつかんでいなかった児童生徒の状況を把握することができます。例えば、家庭訪問を通じて、居住環境に困難な状況が見られたり、家族間の関係や生活に困難さを抱えているような状況が見られたりすることが挙げられます。

こういった場合は、経済的もしくは福祉的な面からのサポートが必要なケース、またはネグレクト等の虐待やヤングケアラーの疑いも考えられます。ケース会議等でSC、SSWの専門家の意見も聞き、行政機関、相談機関等につないで適切な支援を受けられるよう検討します。

[参考] 居住環境に困難な状況の一例：

- ・家の中に物が長期間散乱している。
- ・家中にたばこ、アルコール、ごみ等のにおいが充満している。
- ・ペットの排せつ物が処理されずにそのままになっている

[参考] 家族関係や生活に困難さを抱えている状況の一例：

- ・家庭内に保護者の味方になる親族がいない
- ・病気や介護の必要な親族の介助等で手一杯である。
- ・ひきこもりであったり孤立状態にあったりする家族がいる。
- ・精神疾患の家族がおり、適切な支援が届いていない。

<児童生徒の自信を高めるために>

支援を行う際には、保護者と支援計画を共有し、児童生徒の主体性を尊重しながら行っていくようにします。専門職への関与、教育支援センター等の関係機関、医療機関等を保護者や児童生徒に紹介する場合は、伝え方やその内容、タイミングについて、校内ケース会議等で協議することも有効です。

【対応例】学業不振が主たる要因と考えられる場合の対応イメージ

支援計画及び担任等の対応

- ・児童生徒の特性（集団活動が苦手、学業不振等）を理解するために関係機関や医療機関での相談や受診を勧める。保護者の承諾が得られた際には、教職員も助言を受ける
- ・学校訪問やICT活用等により、学習が困難な児童生徒を支援する。
- ・状況に応じて、学校内で安心して落ち着ける場所（校内別室等）への登校や、教育支援センターへの通所を勧める。



児童生徒の反応

- ・見通しがもてるようになる。
- ・安心して、落ち着くようになる。
- ・得意なことを伸ばしたり、学力を高めたりすることで、自信がもてるようになる。
- ・同年代の児童生徒と関わりをもち、登校につながる自信を培う。



保護者の反応

- ・児童生徒の理解やかかわり方について医師やSC等の専門職に相談することで、落ち着いた対応につながる。



<専門家や関係機関との連携>

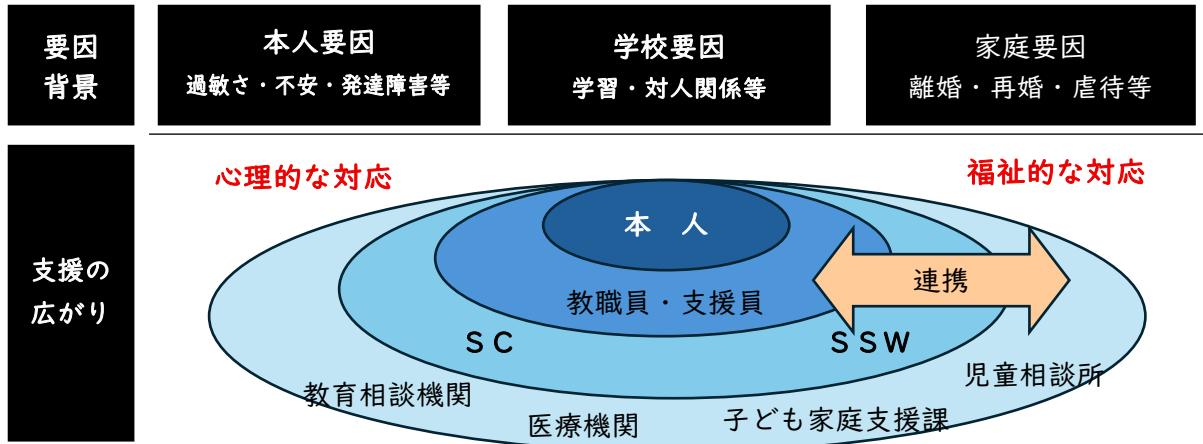
不登校の要因や背景を探り、児童生徒のよりよい支援に向けて関係者等との連携を図ることも大切です。

その際、必要なこととして、不登校状態にある児童生徒本人が何に困っているか・どのような関わりを必要としているのかについて正確にアセスメントをすることです。さらに、虐待が疑われる状況を除き、本人に必要とされる関係機関が見つかった場合、その機関が適している理由について本人はもちろん、保護者の理解も求められます。そのため、家庭への説明を通して納得を得ることが、外部機関につなぐ際のキーワードとなります。

この手立てがないことで、児童生徒や保護者から「ひどい状況なのか‥。」「学校から見捨てられた。」という不安を高めることになり得るため、十分な配慮が必要です。

例えば、学校は、年度初めの学校だよりや保護者会の機会に、欠席が連続する場合には、児童生徒本人と直接会わせてもらう必要があることや関係機関に相談することもあり得ることを、あらかじめ説明することも考えられます。

[参考] 児童生徒の不登校の要因と関係機関との関連イメージ



[参考] 各関係機関等との連携における留意点

SCやSSWとの連携

- ・教員とSC及びSSWとの間で、児童生徒の理解等におけるギャップが生じることもありますが、それも踏まえて連携の構築を図ることが大切です。
- ・SCやSSWにつながったケースを任せっきりにするのではなく、異なる専門性をもつ者として対等な立場で話し合うなどの協働が求められます。

医療機関との連携

- ・医療と教育では、考え方や優先順位が異なる場合があります。疑問に思うことがあれば、直接尋ねるようにします。
- ・保護者の了解を得た上で、医療機関への情報提供を行います。ただし、虐待が疑われる場合は、情報提供を優先します。
- ・診断や治療について、当事者が不安にならないように、過去に受診してよかつた例などをあげ、肯定的に伝えます。

主な福祉機関等との連携

- ・子どもの育ち（発達上の課題、虐待等）や家庭の経済的な問題を認知した場合、子ども家庭支援課等への情報提供を行います。
- ・保護者の了解を得た上で、情報提供を行うようにします。虐待が疑われる場合には、通告を行います。

(7) 長期化への対応

『生徒指導提要』(229ページ)において、「不登校対応の重層的支援構造」が示されています。その中で、「困難課題対応生徒指導」の取組として、

ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSW等によるカウンセリング、及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援

と示されています。

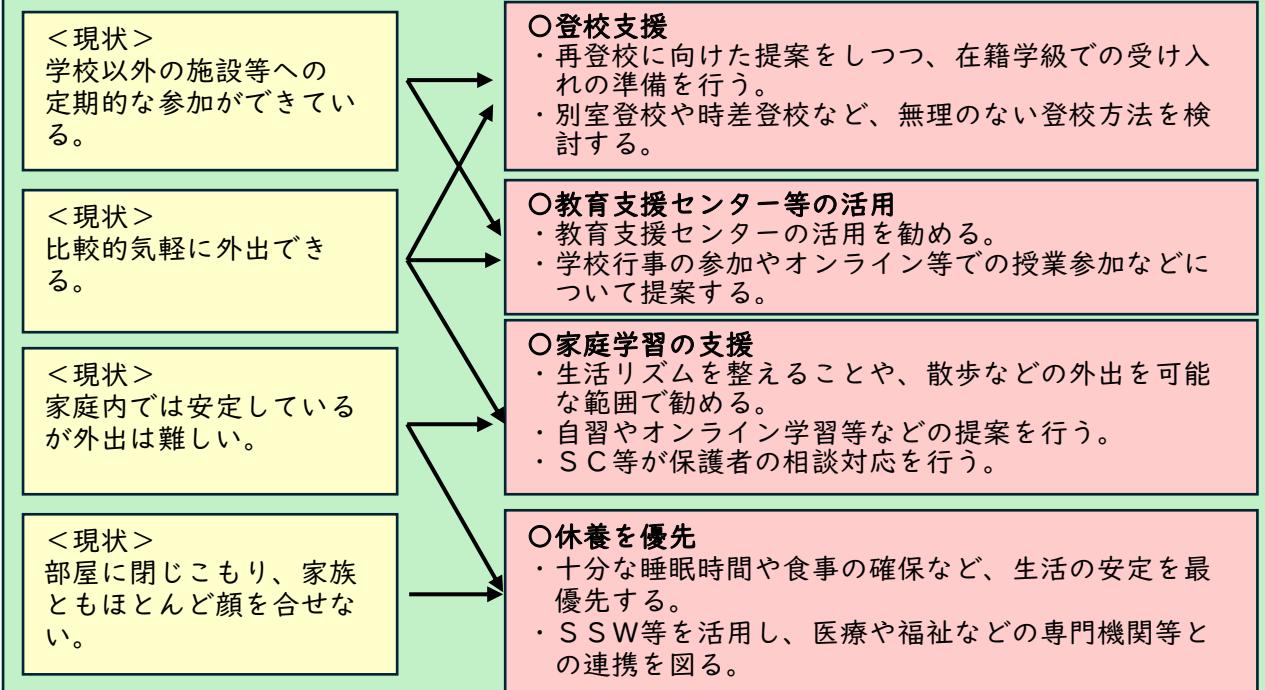
不登校が長期化している場合は、「児童生徒一人一人の自立への道のりはさまざま」という視点にたち、登校を支援するのか、学校外の支援機関につなげるのか、休養を優先するのかなど、目標の幅を広げた支援を行うことが求められます。

具体的には、SCやSSW等の専門家を交えた再ケース会議でプランニングを行い、校内体制で支えるか、校外の力を借りるのかなど具体的な検討を行うようにします。

その際、以下の点を踏まえて対応を検討するとよいかと思います。

- ・あせらずスマールステップで支援を進められるように話し合う
- ・本人はどう思うのか、保護者は何を望んでいるのかといった確認を行う
- ・本人の最善の利益が保障されているか等の確認を行う
- ・会議の開催時期を、ある程度明確に決めておく

[参考] 児童生徒の状況と支援のイメージ



① 校内での支援

教室で過ごすことが難しい児童生徒の居場所として、また一旦不登校状態であったものの学校復帰がしたいと思った際の通過点として、別室登校を行うこともあります。不登校の兆候がある早期であれば、学校内に安心して心を落ち着ける場所を確保して、自分のペースで個別の学習支援や相談活動を行うことも効果が期待できます。

[参考] 校内での具体的な取組例

«別室に受け入れる準備»

- ・温かい雰囲気で受け入れるように配慮する。
- ・落ち着ける場所（保健室、相談室、図書室など）を用意する。
- ・児童生徒一人一人の状況に応じた課題の準備、SCとの個別面談の準備をする。
- ・利用する際のルールを明文化し、学校全体の取組として運用する。

«別室の運営»

- ・無理をさせないようにし、見守るという姿勢を前提とする。
- ・登校を強く促す、勉強の遅れといった不安を喚起させるような対応は避ける。
- ・他の児童生徒と比較しないようにする。
- ・児童生徒と相談しながら、できることを徐々に増やしていくようにする。

«教室復帰に向けた働き掛け»

- ・本人の気持ちに合せて、別室から徐々に教室に向かえるようにする。
- ・教室での自然な迎え入れの準備や学級担任等による働き掛けを行う。
- ・オンラインで自分のクラスの授業を視聴させる。

② 家庭訪問

家庭訪問の目的の一つは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、プリント類を持参して置いてきたりするだけでも十分意味があります。登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わりとなるので、保護者とも相談しながら目的意識をもって慎重に対応します。家庭訪問では、保護者の不安や心配事に寄り添い、信頼関係を築くことが大切です。

③ 校外の関係機関等との連携

学校内の支援だけでは十分ではない場合、個々の不登校の状態や背景要因を適切にアセスメントし、教育センターの教育相談や教育支援センター、フリースクール、子ども家庭支援課、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。

しかし、不登校児童生徒を関係機関等につなぐことで、学校が当該児童生徒を関係機関等に全面的に委ねるものとするのではなく、必要に応じて連携を図りながら、指導・支援の幅を広げていくようにします。

○町田市教育支援センター

本市では、教育支援センター（「けやき教室」、「くすのき教室」、「やどかり教室」）を教育センターと市民センター1カ所に設置し、児童生徒の登校に向けた支援はもとより、社会的自立に向けて、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別のカウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を行っています。

【教育支援センター「けやき教室」（小学校部門）「くすのき教室」（中学校部門）】

開設期間：毎週月曜日から金曜日まで（祝日と春・夏・冬期休業期間中は除く）

開設時間：9：30～15:30

場 所：町田市（仮称）子ども子育てサポート等複合施設内
町田市山崎1丁目2—17

【教育支援センター分室「やどかり教室」】

開設期間：毎週火曜日・木曜日（祝日と春・夏・冬期休業期間中は除く）

開設時間：9：00～16:00

場 所：堺市民センター内
町田市相原町795-1

資料 教育支援センターについて

◇教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していく、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所です。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

【引用：文部科学省「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLOプラン】

<主な支援内容>

・社会的自立に向けた支援

「居場所機能」・・・継続的に通うことができるよう支援する。

「学習機能」・・・在籍校への復帰や進学後の学習に支障をきたさないように支援する。

「社会への適応支援機能」・・・将来の社会的自立に向けて支援する

・保護者への支援

・フォローアップ支援

町田市では、「教育支援センターの機能拡充」を2024年度から実施しています。

これは、登録児童生徒の増加に対応するため、開設日や開設時間を拡大し、利用の平準化を図ることを目指しているためです。

◇町田市の主な教育支援センター機能一覧

施設	対象	開室日	職員構成
教育支援センター (けやき教室・ くすのき教室)	市内在住・在学の 小中学生	月～金 9時30分～ 15時30分	教室運営及び授業等 は委託業者が実施、 入室管理などは常勤 心理及び市費SCが 対応
教育支援センター (こもれび スペース)	市内在住・在学の小 中学生のうち、けや き・くすのき教室に 入ることが難しい子	月・水・金 10時～14時	心理スタッフ1～ 2名+実習生
教育支援センター 分室 (やどかり教室)	市内在住・在学の 小中学生	火・木 9時～16時	教職経験者2名、 心理スタッフ1名 (市費SC)

○フリースクール等民間支援団体

不登校やひきこもりをはじめとした児童生徒や青少年を対象とした自立を支援する民間の団体があります。民間支援団体では、それぞれの児童生徒の多様な状況に寄り添い、自己肯定感を高めたり、人との関わりを大切にしたりしながら、社会的自立に向けた支援を行っています。

それぞれの団体の支援方針や考え方により多様な取組が行われています。人と関わることや体験の機会を意図的に設けたり、進学に向けた学習支援を行ったりと、児童生徒一人一人の様子や状況に応じた支援を行います。

○その他の関係機関

虐待が疑われるケースを除き、本人が必要な関係機関が見つかった場合、当該関係機関との連携がどうして必要なのかを児童生徒本人はもちろん、保護者の理解も必要となることから、ていねいに説明することが大切です。この説明と納得の過程なく外部機関を紹介することで、児童生徒本人や保護者から「学校に見捨てられた。」「学校ではどうにもならないほど酷い状況なのかな。」といった不安を与えることにもなりかねないため、十分な配慮が求められます。

[参考] 主な対応機関

【発達障がい】

子ども発達支援センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配な子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。また、他の支援機関との連携を図り、切れ目のない発達支援も行います。

【児童虐待】

町田市子ども家庭支援課

0歳から18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子ども・子育てに関する相談を受けます。「子育て総合相談」「ひとり親相談」「ショートステイ（宿泊保育）」等

【家庭の経済的困窮】

地域福祉部 生活援護課

生活に困窮した状況にある際、不足する部分を補うために金銭の支給や医療サービスの支援などを行います。

【非行問題】

警視庁八王子少年センター

非行問題をはじめ、犯罪等の被害などお子さんに関する相談を受けます。町田市役所で出張相談を行うこともあります。

※留意点 児童虐待への対応

児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と関わる学校の教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われる場合は、速やかに通告し、福祉や医療などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。さらに、児童虐待と関係が深い要保護・要支援児童、ヤングケアラー等についても留意し、児童虐待の未然防止に向けた取組を進めることも大切です。

④ 保護者に対する支援

不登校傾向にある児童生徒の保護者は、今後の動向に対し不安を抱えていることが少なくありません。保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築くことが大切です。

[参考] 保護者対応に関する様々な状況における具体的な取組例

○不登校に理解を示さない保護者への対応

不登校の初期には、原因不明の腹痛や頭痛などの身体的症状もあることを伝え、SCや医療などの専門家から保護者やその家族に伝えてもらうことも検討します。

○学校に対し怒りや不信感のある保護者への対応

保護者の話に傾聴し、心情に理解を示し、管理職やSCなど、学級担任以外の力を借りることも検討します。

○強い焦りや不安を感じている保護者への対応

気持ちへの共感と、今後の対応と一緒に考えようとする姿勢を示し、必要に応じて保護者の会<定期的に教育センターで実施>などを紹介します。

○後ろめたさを感じている保護者への対応

嫌がる子どもを無理やり学校に通わせる法的義務はないことを伝え、教育支援センターなど学校以外の学びの場も選択肢として伝えます。

(8) 学校間の引き継ぎ

①進学先への情報の引き継ぎ

不登校には様々な要因・背景があり、教育関係者のみならず、福祉、医療等の関係機関が連携、協力して、中・長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められています。また、登校し始めても再度不登校の状態になることもあるため、特に小学校から中学校への進学を含めて、進学先や転学先の学校に不登校児童生徒の情報が引き継がれることは非常に重要です。

不登校児童生徒の支援に必要な情報を校種間で適切に引き継ぐことによって継続的な支援が可能となることもあります。また、不登校児童・生徒やその保護者にとっては、「担当者が変わることと同じことを説明しなければならない」といった負担を軽減させることが期待できることもあります。

支援ニーズやこれまでの支援内容などの情報について、児童生徒本人と保護者の意向を尊重しつつ、引き継ぐことを計画的に行っていくようにします。

小学校・中学校間との連携について

小学校で実施していた具体的な支援について、小学校及び中学校の学年教員の間で情報交換をすることもできます。また、SCはもちろん、SSWの支援状況においても共有することも大切です。児童の不登校状態の背景や家庭環境等を中学校が事前に把握し、受け入れ態勢を整えることで、その後に登校につながったケースもあります。

中学校・高等学校間との連携について

高等学校は、入学までの間に出身中学校や保護者と情報交換を行うことがあります。中学校は、生徒の卒業までの状況を丁寧に把握し、支援の状況等を高等学校に伝える等連携を図ることが大切です。

学校間連携は、どの先生も重要性は認識しているものの、なかなかうまくいかないというケースが多いという意見もあります。大事なことは、それぞれの校種における教職員が、児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援者という立場で協調関係を深め、具体的な支援を行うことです。児童生徒がどの学校に進学しても、今までと変わらずに「この学校に入ってよかった。」「この学級で学べてよかった。」という環境が身边にあるという安心感をもてるよう支えていくことが求められます。

[参考] 情報を引き継ぐ際の留意事項

- ・個人情報保護の原則に配慮し、児童生徒本人と保護者の意向を尊重しつつ、どの情報をどう伝えるかについての確認をすることが重要です。引き継ぎを行ううえで、作成した支援シートやキャリアパスポートが役立ちます。
- ・進学を機に「新たにやり直したい」と考えている児童生徒もいます。進学の際は、情報の引き継ぎを重視しつつ、引き継いだ情報がレッテル貼りとしてではなく、保護者と連携を密に図っていくための引き継ぎであることを意識します。

活用 SSWが関与している児童生徒の学校間の引き継ぎについて

中学校卒業と共に、対応しているケースは終結となります。小学校から中学校に引き継ぐ必要性がある場合は小学校から中学校にその児童の状況についての引き継ぎをお願いします。それを受け、中学校でも支援が必要と判断される場合は、改めて中学校から相談票をご提出いただくことで、教育センターにて対応を検討することとします。

具体的な依頼等の手続きに関しては、『町田市版 スクールソーシャルワーカー（SSW）ガイドライン』の第4章「SSWとの連携を図るための手順」になかで示していますのでご参考ください。

②キャリア教育と進路指導

中学校卒業後の進路については、多様な選択肢があります。なりたい自分の姿をイメージさせるなど、キャリア教育を充実させることも大切な視点です。中学校における進路指導については、特に生徒個々に合った適切な情報提供を通して、不登校態様の生徒に対しても必要な進路指導を行います。

[参考]主な進学先一覧

進学先（特徴等）	メリット	デメリット	向いている生徒
全日制高校 以前は出席日数や内申点が重視されたが、近年では面接や作文などを重視する学校もある。不登校経験への理解がある学校を選ぶことが重要。出席日数や内申点よりも、当日の学力試験や面接などを重視して選考する学校もある。	<ul style="list-style-type: none"> 友人との交流や部活動など、一般的な高校生活を送ることができる。 通学や生活リズムを整えるきっかけになることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争率が高いことが多く、学力面での準備が必要。 毎日通学するため、再び不登校になるリスクも考慮する必要がある。 	高校生活への意欲があり、内申点が低くても学力試験で挽回できる生徒
定時制高校 昼夜間や夜間に授業が行われ、自分の生活スタイルに合わせて通学できる。働きながら学ぶ社会人のための学校というイメージがあるが、近年は不登校を経験した生徒の受け入れ先になっている。昼間・夜間・三部制など、多様な時間帯で授業を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 少人数制の学校が多く、きめ細やかな指導を受けやすい。 全日制に比べると、ゆったりとした雰囲気の学校が多い傾向にある。 授業時間が短く、自分の時間も確保しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業時間帯が限られているため、日中の活動時間も限られることがある。 地域によっては選択肢が少ない場合がある。 	規則正しい生活を送りたいが、全日制の学習ペースや集団生活に不安がある生徒
通信制高校 自分のペースで学習でき、スクーリングも年間数日～週1～2回程度の場合が多い。大学進学に力を入れている学校も増えている。	<ul style="list-style-type: none"> 登校日数は週1～数回、または年数回の集中スクーリングなど、柔軟に選べる学校が多い。 サポート体制が充実する学校が多く、個別指導や相談体制が整っている。 不登校経験のある生徒が多数在籍しているため、似た境遇の友人が見つかることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己管理が求められるため、学習習慣を維持するのに苦労することがある。 学校によっては、学習面や精神面のサポートが期待ほどではない可能性もある。 	自分のペースで学習したい生徒、人間関係や集団生活に不安がある生徒
サポート校 通信制高校と連携して、学習や生活面をサポートする民間の教育施設。サポート校単体では高校卒業資格は取得できない。	<ul style="list-style-type: none"> 個別の学習支援やメンタルケアなど、手厚いサポートが期待できる。 趣味や特技を活かしたコースを用意しているところもある。 	通信制高校の学費とは別に、サポート校の費用がかかる。	通信制高校での学習に不安があり、個別のきめ細かなサポートを必要とする生徒

[参考]「チャレンジスクール」と「エンカレッジスクール」とは・・

東京都は、中学校時代に不登校を経験した生徒や、自分の興味・関心に基づいて学びたい生徒を対象とした個性を尊重した教育を行う学校を設置しています。

チャレンジスクール

主に小・中学校での不登校の経験や高校での中途退学の経験により、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする高校。

昼夜間の定時制・総合学科・単位制の高校で、自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて各時間帯（午前・午後・夜間の三部）を選んで入学できる。

主な特徴

- 学力検査や中学校からの調査書によらず、学習や学校生活への意欲を重視した入試
- 基礎・基本を重視した学習を行うとともに、総合学科の特性を生かし、職業系を含む様々な専門科目の学習も可能

- ・カウンセリングや教育相談の充実など、心のケアに配慮したきめ細かい指導を実施

<東京都のチャレンジスクール：8校>

東京都立六本木高等学校（港区）

東京都立大江戸高等学校（江東区）

東京都立世田谷泉高等学校（世田谷区）

東京都立穂ヶ丘高等学校（中野区）

東京都立桐ヶ丘高等学校（北区）

東京都立小台橋高等学校（足立区）

東京都立立川緑高等学校（立川市）

東京都立八王子拓真高等学校 ※チャレンジ枠（八王子市）

授業と学校生活

○単位制

1年間で受ける授業を自分で決めることができるため、学年という概念がない。

○幅広い選択科目

総合学科として、通常の5教科だけでなく、将来の仕事につながる実践的な科目が用意されている。

○多様な時間帯

定時制のため、ライフスタイルに合わせて授業を受ける時間帯を選ぶことができます。通常は4年での卒業を目指しますが、3年での卒業も可能である。

○手厚いサポート

不登校経験者などに配慮し、心のケアを重視した指導が行われる。

入学方法

チャレンジスクールの入学選抜は、学力検査ではなく、「作文」「面接」の2つが中心。

※八王子拓真高校（チャレンジ枠）は他のチャレンジスクールと同様の選抜方法だが、八王子拓真高校（一般枠）や他の定時制高校に志願変更することもできる。

卒業後の進路

チャレンジスクール卒業後の進路は、就職、専門学校への進学、大学への進学など多岐にわたる。不登校の経験があっても、大学に進学する人も多くいる。

エンカレッジスクール

小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援しながら、勉強や学校行事・部活動などを通して学校生活を充実させる全日制・学年制の高校。

主な特徴

- ・学力検査がない

入学時の学力検査は実施しない。

- ・基礎学力の定着

社会生活に必要な基礎学力を身につけさせることに重点を置いている。

- ・発達障害への対応

発達障害のある生徒も積極的に受け入れている。

- ・多様な学科

全日制の普通科や工業専門科などが設置されている。

<指定されている都立高校：6校>

東京都立蒲田高校（大田区）

東京都立足立東高校（足立区）

東京都立東村山高校（東村山市）

東京都立秋留台高校（あきる野市）

東京都立練馬工業高校（練馬区）

東京都立中野工科高校（中野区）

具体的な取組例

- 学力検査による入試や二人担任制によるきめ細かな指導
- 1年次には集中できる30分授業により基礎・基本を徹底
- 少人数制・習熟度別授業によるきめ細かく分かる授業の実施
- キャリアガイダンスを通じた職業観の育成や体験学習の重視

活用 「#だから都立校」の特設ページの開設

多様な教育を提供し、生徒一人ひとりの興味や進路に応じた学校選びを支援する東京都教育委員会のプロジェクト名・PRサイト名です。都立学校の情報を横断して調べることができます。

様々な条件に合う学校を一括で検索することができたり、学校の説明会の日程を調べたりすることもできます。

<「#だから都立校」トップページ>

<https://www.toritsuko.metro.tokyo.lg.jp/>

<PR動画紹介ページ>

<https://www.toritsuko.metro.tokyo.lg.jp/movie/>



第4章 町田市における不登校支援の取組

(1) 学びの多様化プロジェクト2024-2028

町田市教育委員会では、急増する不登校児童生徒の学びの場の確保等に取り組んでいます。2022年度に、不登校施策を総括するために外部有識者を招き、「町田市不登校施策検討委員会（現：学びの多様化施策検討委員会）」を立ち上げました。本委員会において、今後町田市が不登校施策で取り組む事項を示すものとして2023年12月に本プロジェクトを策定しました。

全ての子どもが安心して育つまちとして、本プロジェクトでは学校を休んでいる子どもの学びの場を確保するとともに、必要な相談や情報につながれる仕組みを整えて内容を示しました。保護者や子ども自身が本プロジェクトの情報を得ることを想定し、できるだけ分かりやすくやわらかな表現で表記しています。

なお、不登校児童生徒の状況や社会的背景は常に変化するため、今後も委員会においては、「学びの多様化プロジェクト」の継続的な改訂を行うこととしています。

活用 『学びの多様化プロジェクト2024-2028』のリンク先
<https://kosodate-machida.tokyo.jp/material/files/group/17/tayoka2024-2028.pdf>

- ・基本方針：「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」
- ・取組事項：(1) 相談の場づくり
 - (2) 学びの場の確保
 - (3) 保護者の支援
- ・計画期間：2024年度から2028年度の5か年



「学びの多様化プロジェクト2024-2028」もくじ

- 00 はじめに
- 01 基本方針
- 02 相談の場づくり
- 03 学びの場の確保
- 04 保護者への支援
- 05 資料：不登校支援の現状と取組・スケジュール・取組図

裏表紙 不登校支援情報一覧二次元コード

« 3つの主な取組事項の内容 »

-『相談の場づくり』-

一番身近な相談の場は学校だが、その時に必要な対応や学びの場について相談できるよう、相談先を整えていく。

- 学校における相談体制
- 教育センター 教育相談
- 校内専門職
(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)
- 不登校支援情報一覧
- 保護者の会

-『学びの場の確保』-

子どもの心身の調子が整っていれば、多様な学びの場を考えることもできる。学校内外で通いやすい場所や、学校以外で学習できる場を確保する等、「子どもの多様な学びの場」の確保に取り組んでいく。

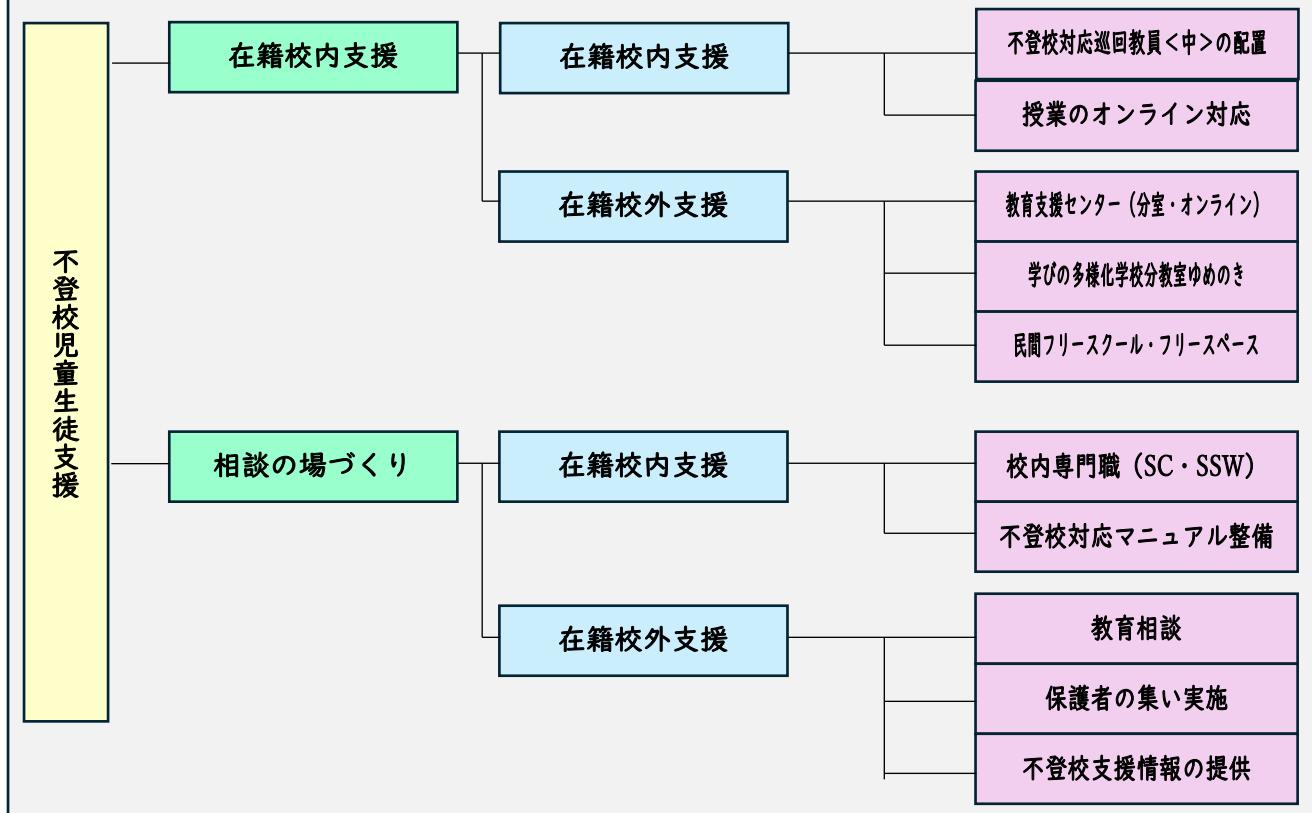
- 学びの多様化学校
- 教育支援センター
けやき教室・くすのき教室
オンライン対応
- 教育支援センター分室
- 学校におけるオンライン対応

-『保護者の支援』-

保護者の方がどこをどのように利用できるのかをまとめている。一番身近な相談先は学校だが、その他にも相談したり情報を得ることができたりする場の確保に取り組んでいく。

- 最初の相談は学校へ
- 不登校支援情報一覧
- 教育センター教育相談【学校以外】
- 教育支援センター
- 学びの多様化学校
【学校以外の学びの場】
- 保護者の会【保護者間交流】

[参考] 町田市の不登校施策一覧



(2) 在籍校内支援

①校内別室

町田市立中学校では、登校することはできても教室に入ることが難しい生徒を対象に空き教室などを利用し、不登校対応巡回教員等がきめ細やかな学習や相談支援を行っています。

〔ことば〕 不登校対応巡回教員

巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図ります。町田市には4名の巡回教員がいます。

②教職員への相談

担任の先生、学年主任や管理職などが、学習方法、校内別室などの居場所の確保や教室復帰などについて、相談に応じます。

③スクールカウンセラー【校内専門職】

心理に関する専門職で、すべての小中学校に配置しています。校内での児童生徒の様子を直接見ることができ、担任の先生等との連携を取りやすい立場にあります。

〔ことば〕 スクールカウンセラー<SC>

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、または公認心理師の資格をもっています。児童生徒の悩みや思いをじっくり聞いて気持ちの安定を図ったり、心理の専門職への相談を児童生徒本人、保護者が希望したりした場合、学校に配属されているSCとの面談が有効です。

町田市では、小学校は週当たり1日、中学校は週当たり2日、各学校で対応しています。

SCの勤務日は限られているため、ケース会議の参加や情報共有の時間確保等については、学校の実情に応じた体制を整えていくことが必要です。

④スクールソーシャルワーカー【校内専門職】

福祉の専門職です。社会福祉制度や地域福祉に関する情報・知識をもとに、相談に対応します。家庭等に訪問することができます。学校から御提出いただいた相談票の内容に基づき、教育センターが派遣します。

((ことば)) スクールソーシャルワーカー<SSW>

社会福祉士または精神保健福祉士の資格をもっています。不登校が続く児童生徒の中には、児童生徒ならびに保護者自身の努力だけでは生活環境の立て直しが難しいケースも見られます。虐待、ヤングケアラー、貧困、家族の引きこもり・精神障がい・発達障がい等、SSWの見立てが必要な場合があります。SSWが関与することで、児童生徒の置かれた環境の改善という面で現状が好転する場合もあります。

町田市では、スクールソーシャルワーカーが教育センターに6名在籍し、各学校からの「相談票」を受け、対応の可否を協議したうえで学校を訪問する「派遣型」でケース対応しています。2024年度に策定した『町田市版SSWガイドライン』に基づき、児童生徒のケース対応はもちろん、学校の教育相談体制の構築に向けたアドバイス等も行っています。

(3) 在籍校外支援

①教育相談

教育センターの中にある相談機関です。子どもの教育的課題に対して心理専門職が相談に対応しています。保護者による申し込みのため、学校を通さずに使うことができます。

○来所相談 ※完全予約制です

«開室曜日・時間»月曜日～金曜日 第1・第3土曜日（祝日、年末年始を除く）

8:30～12:00、13:00～17:00

«予約電話受付» 町田市教育相談 042-792-6546

○カウンセラーによる電話相談 ※直接連絡いただけます

«開室曜日・時間»月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く）

9:00～12:00、13:00～16:00

«電話相談番号» 町田市教育相談 042-792-6548



教育相談
ホームページ

((ことば)) 町田市教育センター

現在、「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」の2階のフロアにて業務を行っています。

移転前と同様に、「教育相談」「就学相談」「教育支援センター」「学びの多様化学校分教室ゆめのき」の機能を有しています。

«所在地» 東京都町田市山崎1-2-17

«連絡» 042-793-2481



②教育支援センター<けやき教室・くすのき教室>

町田市在住の小中学生で、心理的要因により登校が難しい状況にある児童生徒が通う教室です。小学生を対象としたけやき教室、中学生を対象としたくすのき教室があります。

本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性をはぐくむとともに、よりよい進路選択ができるよう支援します。見学・体験をしてから、通うかどうかを決めることができます。

«開室場所» 町田市教育センター

«開室曜日・時間» 月曜日～金曜日 9:30～15:30

（祝日、年末年始を除く）

«見学の際の連絡» 042-793-5298



《主な指導内容》 小集団での教科・実技授業、体験活動 進路支援 等

	月			火			水			木			金				
	小	中	小中合同	個別	小	中	小中合同	個別	小	中	小中合同	個別	小	中	小中合同	個別	
HR 9:30~9:50																	
1時間目 10:00~10:40	国語	数学	探求学習 脳トレ	自由学習	算数	英語	自由学習	英語	理科	社会	自由学習	理科	社会	農業体験	自由学習	社会	国語 プログラミング 自由学習
2時間目 10:50~11:30	算数	英語		自由学習	英語	理科	家庭科	自由学習	理科	社会	自由学習	社会	国語	自由学習	国語 数学 プログラミング 自由学習		
3時間目 11:40~12:20	英語	理科	生活	自由学習	理科	社会		自由学習	社会	国語	自由学習	国語	数学	スポーツ 英語	算数 英語	自由学習	
午後																	
4時間目 13:10~13:50	理科 (1.3 週)	社会 (2.4 週)	ダンス (1.3週 は中学 生)	自由学習			ミュージカル 体育	社会 or 国語	国語	数学	自由学習		体育	算数 or 英語	英語 理科	日本文化 と季節の行 事	自由学習
5時間目 14:00~14:40	社会 (1.3 週)	国語 (2.4 週)	ダンス (2.4週 は小学生)	自由学習			ミュージカル 体育	国語 or 数学	算数	英語	コミュニケーション ボード ゲーム	自由学習	体育	英語 or 理科	理科 社会	自由学習	
放課後 14:40~15:30																	



教育支援センター
ホームページ



《その他の主要な支援体制》

○オンライン対応

月・水・金の指定時間（時間割あり）

※通室する子どもたちの補助手段として実施

内容は、オンライン授業（メタバース）

	月	水	金
10:00~10:05	HR	HR	HR
10:10~10:40	個別学習（算数・数学） 高橋	個別学習（英語） 高橋	個別学習（算数・数学） 萩田
10:50~11:20	学び直し社会（集団） 小田	学び直し理科（集団） 渡邊	学び直し国語（集団） 小田
11:30~12:00	個別学習（英語） 高橋	個別学習（算数・数学） 高橋	個別学習（英語） 萩田

○こもれびスペース

けやき及びくすのき教室の集団活動に入りにくい

児童生徒のための別室

心理士が週3日対応しています。



③教育支援センター分室＜やどかり教室＞

地域にあって通いやすい、規模の小さな教育支援センターを分室として運営しています。

教育支援センター（けやき教室・くすのき教室）よりも、少人数の集団になるよう調整しています。

《開室場所》 堺市民センター

《開室曜日・時間》毎週火曜日・木曜日 9:00~16:00

（堺市民センター閉館日、夏休み・冬休み、

祝日、年末年始を除く）



《主な指導内容》 個別学習など

《見学の際の連絡》042-793-5298

④学びの多様化学校分教室ゆめのき

教育センター内に2025年4月から開室した学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）です。山崎中学校の分教室として、特別の教育課程に基づく学年相当の授業を行います。

《入室に向けて》

- ・入室の際には山崎中学校に進学、転学することが必要です。
- ・入室に関する説明会の開催については、ホームページやtotoru等を通じて周知します。（2025年度は2回実施）
- ・入室説明会、入室相談、見学、体験通室を経たうえで、入室を希望する場合は学校を通じて申請書を提出します。
- ・入室の判断は、体験通室の結果を基に、学びの多様化学校入退室検討委員会が決定します。



《分教室のコンセプト》

「生徒一人一人が、今の自分を大切にし、これからを一步一步着実に進んでいけるよう応援する学校」

始業	9:00
今日の道	9:00~9:15
1時間目	9:15~10:05
2時間目	10:15~11:05
3時間目	11:15~12:15
昼食・昼休み	12:15~13:00
4時間目	13:00~13:50
5時間目	14:00~14:50
片付け・掃除	14:50~15:00
明日への扉	15:00~15:15
パーソナル ラーニング等	15:15~15:45

⑤民間の支援機関・フリースクール

不登校の状況にあるお子さんに対し、民間において、自主的に設置・運営されるフリースクール等があります。

フリースクール等では個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの活動、授業形式による学習などを行っています。その性格、規模、活動内容等は様々ですが、不登校の子どもの学びの場の一つとなっています。

町田市では、定期的に市内の関連フリースクールと情報交換の場を設けています。

活用 フリースクール情報

町田市フリースクール等連絡会実施要領のリンク先

https://kosodate-machida.tokyo.jp/material/files/group/17/fsyoryo_2024.pdf

フリースクール等情報一覧のリンク先

https://kosodate-machida.tokyo.jp/material/files/group/17/fsichiran_2025_1.pdf

[参考] 東京都フリースクール等利用者等支援事業（助成金）

東京都が、フリースクール等に通う不登校の義務教育段階の児童・生徒の保護者を対象に、フリースクール等の利用料に対して、月額最大2万円の助成金を支給します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://tokyo-fs-support.metro.tokyo.lg.jp/>



⑥保護者支援

保護者の集い

町田市在住で、学校をお休みしている、もしくは休みがちなお子さんのいらっしゃる保護者の方を対象にして開催します。保護者同士が同じ立場で情報交換や交流することを目的に開催しています。

2025年度は年10回程度開催しています。会場は教育支援センターです。なお、教育支援センター通室者でなくても参加することができます。開催のお知らせは、totoru等で保護者に周知しています。

日付	テーマ等	参加者数
5月15日	GW後の子どもの様子	14
6月12日	塾や習い事について	19
8月7日	夏休みの子どもの様子	12
9月11日	夏休み明けの子どもの様子	8
10月9日	フリースクール合同説明会（企画回、親子参加）	63
11月13日	進路・進学情報について	18
12月18日	進学・進級・進路準備	12
1月22日	分教室型学びの多様化学校説明会（企画回）	33
2月19日	進路・進学について	16
3月19日	新年度に向けて・春休みの過ごし方について	7
		202

分教室型学びの多様化学校説明会

町田市では、不登校児童生徒の多様な学びを確保するため、将来的に学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開設を計画しています。

学びの多様化学校に先行して、2025年4月に中学生を対象とする、分教室型学びの多様化学校を開設します。今回、関心のある保護者の方を対象に、分教室型学びの多様化学校についての説明会を実施します。

教育支援センターで行っている、「保護者の集い」の拡大版として行いますので、お気軽にご参加ください。

※分教室型学びの多様化学校への2025年4月入学・入室の申込は、既に終了しています。

日時
2025年1月22日（水）15：30～17：00
受付開始15：15



【内容】
・町田市学びの多様化プロジェクトに係る児童生徒状況調査について
・分教室型学びの多様化学校の開設について

【対象者】

町田市在住の小・中学生の保護者の方

不登校支援情報一覧の掲載

教育センターのホームページには、不登校支援に関する情報を一括して掲載しています。情報は随時更新しているため、最新情報はホームページで確認できます。

活用 町田市不登校支援に関する情報提供

不登校支援に関する情報はこちらの二次元コードから接続先の町田市教育センターホームページにおいて、確認することができます。

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/6/452.html>



<関連資料>

○不登校に関する法令、通知等

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【平成28年12月14日公布 平成29年2月14日施行 28文科初第1271号】

第一章 総則

第三条 基本理念

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるように、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようすること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

【平成29年3月31日 文部科学省 28文科初第1852号】

法（ここでいう法とは、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）第7条において、文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることと規定されていることに基づき、このたび別添のとおり、基本指針を策定しました。

Ⅰ 教育機会の確保等に関する基本的事項

（3）基本的な考え方

<略>不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。<略>

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

【令和元年10月25日 文部科学省 元文科初第698号】

<略>今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、<略>全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、<略>不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

Ⅰ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること

Ⅱ 学校等の取組の充実

- ・児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

- ・児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。
- ・不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。
- ・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。

生徒指導提要（改訂版）

【令和4年12月6日改定 文部科学省】

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

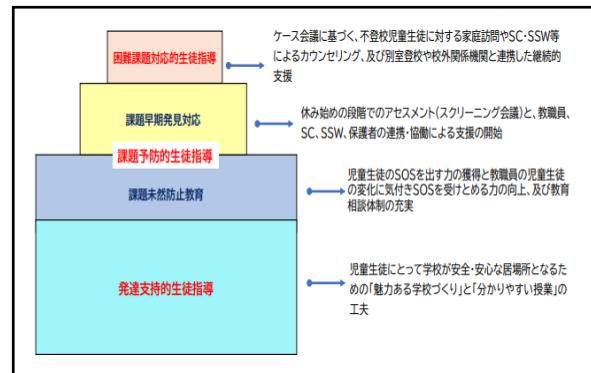
第3章 チーム学校による生徒指導体制

3. 1 チーム学校における学校組織
3. 2 生徒指導体制
3. 3 教育相談体制
3. 4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援
3. 5 危機管理体制
3. 6 生徒指導に関する法制度等の運用体制
3. 7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

第Ⅹ章 不登校

10. 1 不登校に関する関連法規・基本指針
10. 2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画
10. 3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造
10. 4 関係機関等との連携体制



不登校関連ウェブサイト【文部科学省】

○誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）（COCOLOプラン）

【4文科初第2817号 令和5年3月31日】

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf

○令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知）【5初児生第19号 令和5年10月17日】

https://www.mext.go.jp/content/20231017-mxt_jidou02-000032315_a.pdf

○不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）

【5文科初第1505号 令和5年11月17日】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00001.htm

○不登校児童生徒支援における制度の取扱い等

<指導要録上の出席の取扱い>

「不登校児童生徒への支援の在り方について」【令和元年10月25日付・文部科学省初等中等教育局長通知】において、不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いについて明記されています。この通知では、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保するにあたり、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体（以下、「学校外の施設」という。）、ICTを活用した学習支援等、多様な教育機会を確保する必要があることが示されています。

その上で、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについてや、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて記載されています。また、これらの出席の取扱いについては、児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断することとしています。

なお、高等学校における不登校生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」【平成21年3月12日付・文部科学省初等中等教育局長通知】によるものとしています。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（別記1）

出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携を取って判断するものとすること。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

指導要録等の様式等

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（別記2）

出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) I C T 等を活用した学習活動とは、I C T (コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど) や郵送、F A Xなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、適切であるかどうか判断すること。
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) I C T 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

指導要録上の様式等

平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けている場合の対応について【20文科初第1346号・平成21年3月12日付】

出席扱い等の要件

不登校生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、当該生徒の在籍校の校長（以下「校長」という。）は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

指導要録上の様式等

平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の別紙第3、別紙第4-3及び別紙第4-6の「指導に関する記録」中「5 出欠の記録」（別紙第4-3にあっては「7 出欠の記録」）の「(6) 出席日数」のなお書きに続き、次のとおり加える。

「また、不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。」

なお、この指導要録上の出席扱いは、科目的履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目的履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

<不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価>

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において学習を続けている子もいます。このような児童生徒の努力の成果の適切な評価を推進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示を令和6年8月29日に公布し、同日付で施行しました。不登校児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。概要は以下のとおりです。

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」

【6文科初第1126号・令和6年8月29日付】

本省令の概要及び趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の機関や自宅等において相談・指導を受け、社会的な自立に向けて懸命の努力を続けている者もいる。

我が国の義務教育制度を前提としつつ、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援することは重要であり、不登校児童生徒の学習の成果の成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えたりすることは、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

このため、不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができるうこととすること。

文部科学大臣が定める要件

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する際に満たすべき文部科学大臣が定める要件として、以下の第1号から第3号を全て満たしている必要があること。

1 第1号の概要及び趣旨について

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下、「学校」という。）は成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う必要があること。

2 第2号の概要及び趣旨について

学校外の機関や自宅等では、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等の職員（以下、「保護者等」という。）が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する必要があること。

3 第3号の概要及び趣旨について

学校として不登校児童生徒を支援していくにあたっては、保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続することが重要であること。

そのため、学校は訪問による対面指導やICTを活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があること。

○町田市の相談窓口等

<不登校に関する支援事業>

在籍校に登校することが難しくても、自分で学んだり、同年代の子と交流したりすることを希望する児童生徒に対し、在籍校以外の支援機関があります。各機関と学校とで連携し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。

名称	概要	開室情報・問合せ先	関連ページ
教育支援センター ◆小学生対象 けやき教室 ◆中学生対象 くすのき教室	町田市在住の小中学生で、現在、登校が難しい状況にある児童生徒が通う教室です。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性をはぐくむとともに、よりよい進路選択ができるよう支援します。	○開室曜日・時間 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分 (長期休暇中、祝日、年末年始を除く) ○開室場所 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設2階 教育センター内 〒195-0075 町田市山崎1-2-17 ○連絡先 042-793-5298 (保護者が直接お申し込みください)	23 30
教育支援センター 分室 ◆小・中学生 対象 やどかり教室	地域にあって通いやすい、規模の小さな教育支援センターを分室として運営しています。	○開室曜日・時間 毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後3時 (長期休暇中、第2火曜日、祝日、年末年始を除く) ○開室場所 堺市民センター3階 〒194-0211 町田市相原町795-1 ○連絡先 まずは教育支援センター(042-793-5298)にご連絡ください。	23 31
町田市立山崎中学校学びの多様化学校分教室 「ゆめのき」	もう一度学校で学びたいと思っている不登校傾向の中学生を対象に、特別な教育課程を編成し、正規の教職員等を配置した学校です。	○入室説明会・入室相談・体験通室を経て、入退室検討委員会において入室の可否を決定します。入室説明会においては、totoruで案内します。 ○開室場所 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設2階 教育センター内 〒195-0075 町田市山崎1-2-17 ○連絡先 入室相談等 042-793-5298 分教室ゆめのき 042-793-5297	31
民間の支援機関 フリースクール等	不登校傾向のあるお子さんに對し、民間において、自主的に設置・運営されています。個別の学習や相談、カウンセリング、体験活動等を行っています。性格、規模、活動内容等は様々なですが、学びの場の一つとなっています。	町田市では、フリースクール等との情報交換会を定期的に開催しています。 ○情報提供 連絡会への参加団体においては、本市のホームページに掲載し、情報提供をさせていただいています。 <u>フリースクール等情報一覧</u> <u>「まちだ子育てサイト」⇒「教育センター」⇒「町田市における不登校支援」⇒「保護者の支援について知りたい」⇒「フリースクール等連絡会について」</u>	24 32

<不登校に関する相談先等>

保護者の方の相談先や、同じ不登校児童生徒をもつ保護者の方同士の話し合いや情報交換の場があります。

名称	概要	開室情報・問合せ先	関連ページ
教育相談	市内在住の年長から18歳までの子どもの教育上の様々な課題について、相談を受け付けています。学校に行きたがらない、登校するが教室に入れないといった登校に関する相談も受け付けています。	「電話相談」と「来所相談」の2つがあります。 【電話相談】 042-792-6548 <予約はいりません> 月・水・金 ※祝日・年末年始を除く 午前9時～正午 午後1時～午後4時 【来所相談】 042-792-6546 <完全予約制です> 月～金、第1・3土 ※祝日・年末年始を除く 午前9時～正午 午後1時～午後5時 ○手続き 保護者からの直接の電話申し込みになります。	30
教育支援センター主催 「保護者の集い」	保護者の方々が、お互いに不安や悩みを語り合ったり、不登校に関する様々な情報交換を行ったりして、少しでも不安を軽減していただくことを目的として開催しています。進路指導等の情報提供も行っています。	○開催 年10回程度開催 ※開催については、教育センターのホームページ及び totoru にてお伝えします。 ○会場 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設2階 教育センター内 〒195-0075 町田市山崎1-2-17 ○参加手続き フォームにて保護者からの直接の申し込みになります。 ※町田市教育支援センターを利用していらないご家庭でも参加いただけます。	32

<その他の相談機関>

名称	概要	問合せ先等
就学相談	児童生徒の適切な就学先等を見つけるためのお手伝いをします。	進学相談、入級相談、転学・転籍相談 →学校と保護者が十分に相談し、合意形成のもと、保護者が在籍校に申し込み、学校が必要書類を提出します。 ○連絡先 教育センター 就学相談係 042-793-3057
スクールソーシャルワーカー	家庭的・福祉的な課題を子どもが抱え、学校だけでは支援が困難なときに、福祉の専門職として学校のチームの一員となりサポートします。	○手続き 学校管理職が、教育センター担当指導主事等に連絡ののち、相談票を提出します。 042-793-5295 ○関与するうえで 相談を受けたケースについては、先生方と密に連絡をとりながら、学校と一緒に目標の実現に向かって対応していきます。
子ども家庭支援課	児童生徒と家庭に関するあらゆる相談に応じ、支援や保護の必要な児童・生徒と家庭の問題に対処します。	○所在地 〒195-0075 東京都町田市山崎 1-2-17 ○電話 042-794-4639 ○窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
東京都町田児童相談所	すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関	児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、原則 18 歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。 ○相談受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ○虐待対応ダイヤル 「189（いちはやく）」及び 児童相談所相談専用ダイヤル 「0120-189-783（いちはやく・おなやみを）」
町田市子ども発達センター	町田市に暮らす 0 歳から 18 歳未満までの障がいや発達に心配のある子どもを対象に専門的な助言や療育を行い、他の支援機関と連携を取ることで、家族や関係機関を支え、切れ目のない発達支援を行います。	「子どもの発達についての相談」「療育サービス」「訪問サービス」等の対応をしています。 ○所在地 〒194-0021 東京都町田市中町 2-13-14 ○開所日時 月曜日から金曜日（祝日および年末年始をのぞく）午前 8 時 30 分～午後 5 時 ○電話 発達に関する相談・療育・障害児相談支援について 042-726-6570 障害福祉サービスの申請について 042-709-3455

《参考資料》

・生徒指導提要

【令和4年12月 文部科学省】

- ・児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校の適切な対応に向けて～

【平成30年12月 東京都教育委員会】

- ・未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～

【令和3年1月 東京都教育委員会】

- ・不登校リーフレット～不登校児童生徒への支援のポイント～

【令和4年3月 新潟県教育委員会】

- ・不登校対応ガイドライン

【令和5年4月 板橋区教育委員会】

- ・不登校対応基本マニュアル基礎編～初期段階からのアセスメントの充実～

【令和6年3月 和歌山県教育委員会】

- ・不登校支援ガイドライン

【令和6年3月 世田谷区教育委員会】

- ・一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～

【令和6年3月 埼玉県教育委員会】

- ・荒川区不登校支援ガイドライン

【令和6年12月 荒川区教育委員会】

- ・誰一人取り残さない品川区の不登校支援ガイドブック 児童・生徒一人一人のウエルビーイングの実現を目指して

【令和7年2月 品川区教育委員会】

- ・小樽市不登校対応マニュアル

【令和7年3月 小樽市教育委員会】